

### 第3章 観覧施設の防火・避難対策に係る法令等の基準

第3章では観覧施設の国内外の法令基準等について、調査した結果について述べる。

#### 第1節 法令等の基準

本節では観覧施設に係る防火安全に係る基準として消防関係法令について記す。

##### 1 座席の配置に係る基準

観覧施設等の建築物では、建築基準法関連法規に加えて、火災予防条例で「劇場等の客席」の基準が定められており、東京消防庁が建築時に指導している。ここで、「劇場等」は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の興行場を意味する。火災予防条例は、東京都の条例である。

###### (1) 屋内の客席の基準

劇場等の屋内の客席の基準は、火災予防条例第48条に定められており、その中で避難通路に対する席数の数や、避難通路の幅等が規定されている。屋内の客席の基準の概要を図3-1-1、図3-1-2に示す。

###### ○火災予防条例第48条（抜粋）

4 客席の避難通路は、次によること。

イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては20席）以下ごとに、その両側に幅80cm以上の縦通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては10席）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

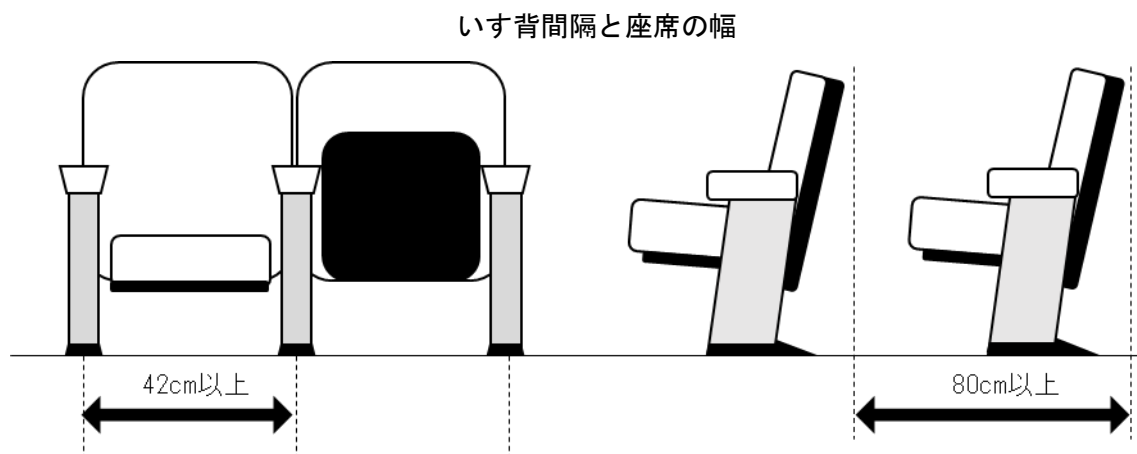
ロ いす席を設ける客席の部分には、幅1m以上の通路を、各座席から歩行距離15m以下でその一に達し、かつ、歩行距離40m以下で避難口に達するように保有すること。

5 客席の避難通路は、次によること。

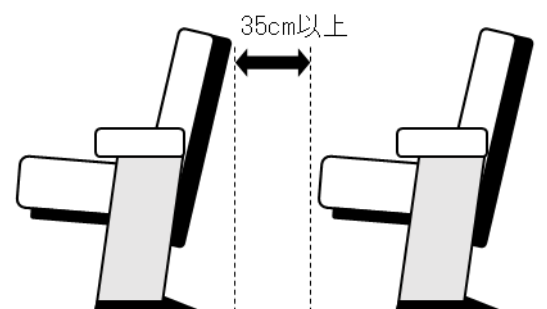
イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35cmを超える1cmごとに1席を加えた席数（最大20席））以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし基準席数×1/2の席数以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

ロ イの縦通路の幅は、0.6mに当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数を乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80cm（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60cm）未満としてはならない。

ハ いす席に設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごとに、及び最下階にある客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は1m未満としてはならない。



いす席の間隔  
いすが跳ね上がらない方式の場合



いす席の間隔  
いすが跳ね上げ方式（自重で下りないものに限る）の場合

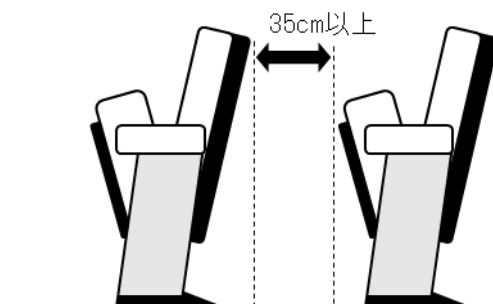


図 3-1-1 劇場等における、屋内の客席の間隔等の基準

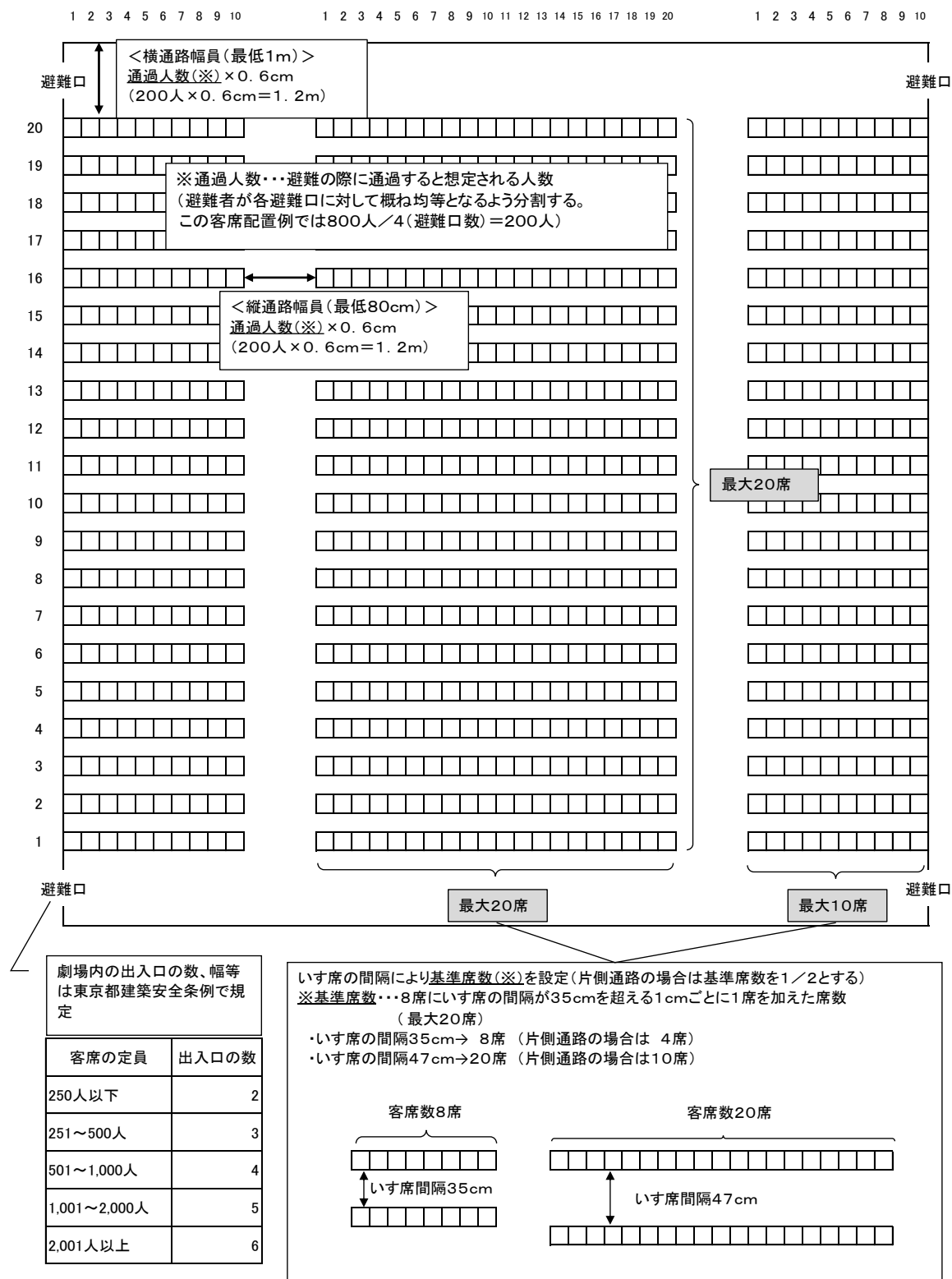


図 3-1-2 屋内の客席の基準

## (2) 屋外の客席の基準

劇場等の客席が屋外に設けられている場合の基準は、火災予防条例第 49 条に定められており、屋内と同様に、避難通路に対する席数の数や、避難通路の幅等が規定されている。屋外の客席の基準の概要を図 3-1-3 に示す。

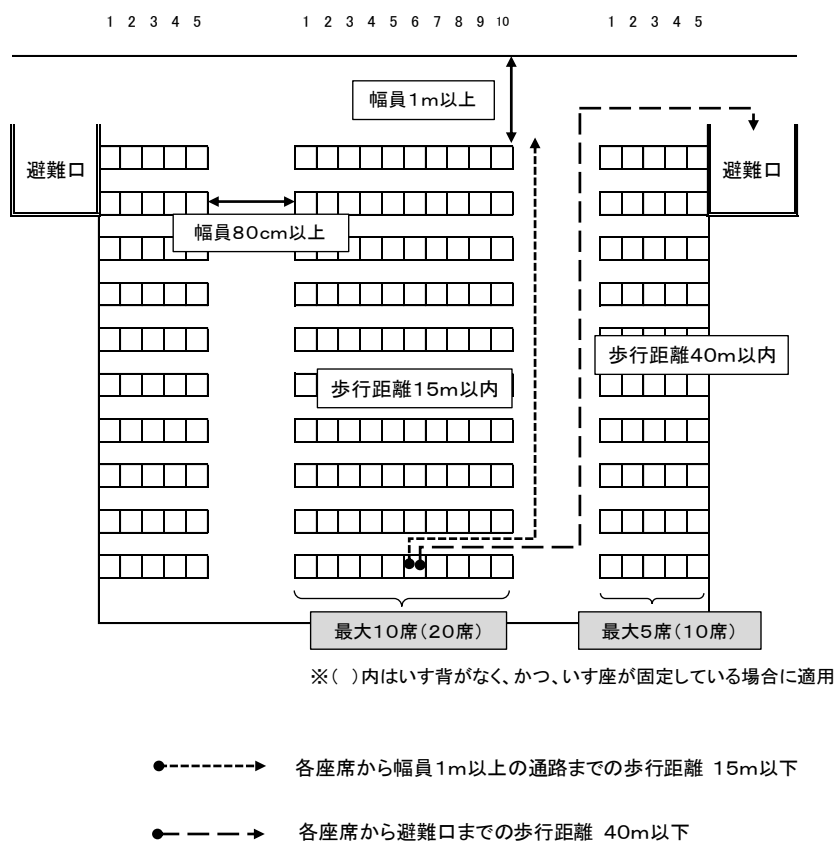


図 3-1-3 屋外の客席の基準

## (3) 屋内と屋外における客席の基準の違い

劇場等の客席の基準における、屋内と屋外の違いを表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 屋内と屋外における客席の基準の違い

|                        | 屋内(第 48 条) | 屋外(第 49 条) |          |
|------------------------|------------|------------|----------|
|                        |            | いす背 有      | いす背無、席固定 |
| いす背の間隔(図 3-1-1)        | 80cm以上     | 75cm以上     | 70cm以上   |
| 客席間の有効寸法(図 3-1-1)      | 35cm以上     | 規定なし       |          |
| 横に並んだ席数                | 最大 20 席    | 最大 10 席    | 最大 20 席  |
| 縦に並んだ席数                | 最大 20 席    | 規定なし       |          |
| 横通路の幅                  | 1m以上       | 規定なし       |          |
| 縦通路の幅                  | 80cm以上     | 80cm以上     |          |
| 客席から幅員 1m 以上の通路までの歩行距離 | 規定なし       | 15m以内      |          |
| 客席から避難口まで歩行距離          | 規定なし       | 40m以内      |          |

(4) 火災予防条例の基準に適合できない場合

劇場等の客席が、条例に定める規定に適合しない場合の扱いとして、基準の特例が火災予防条例第 51 条の 2 に定められている。

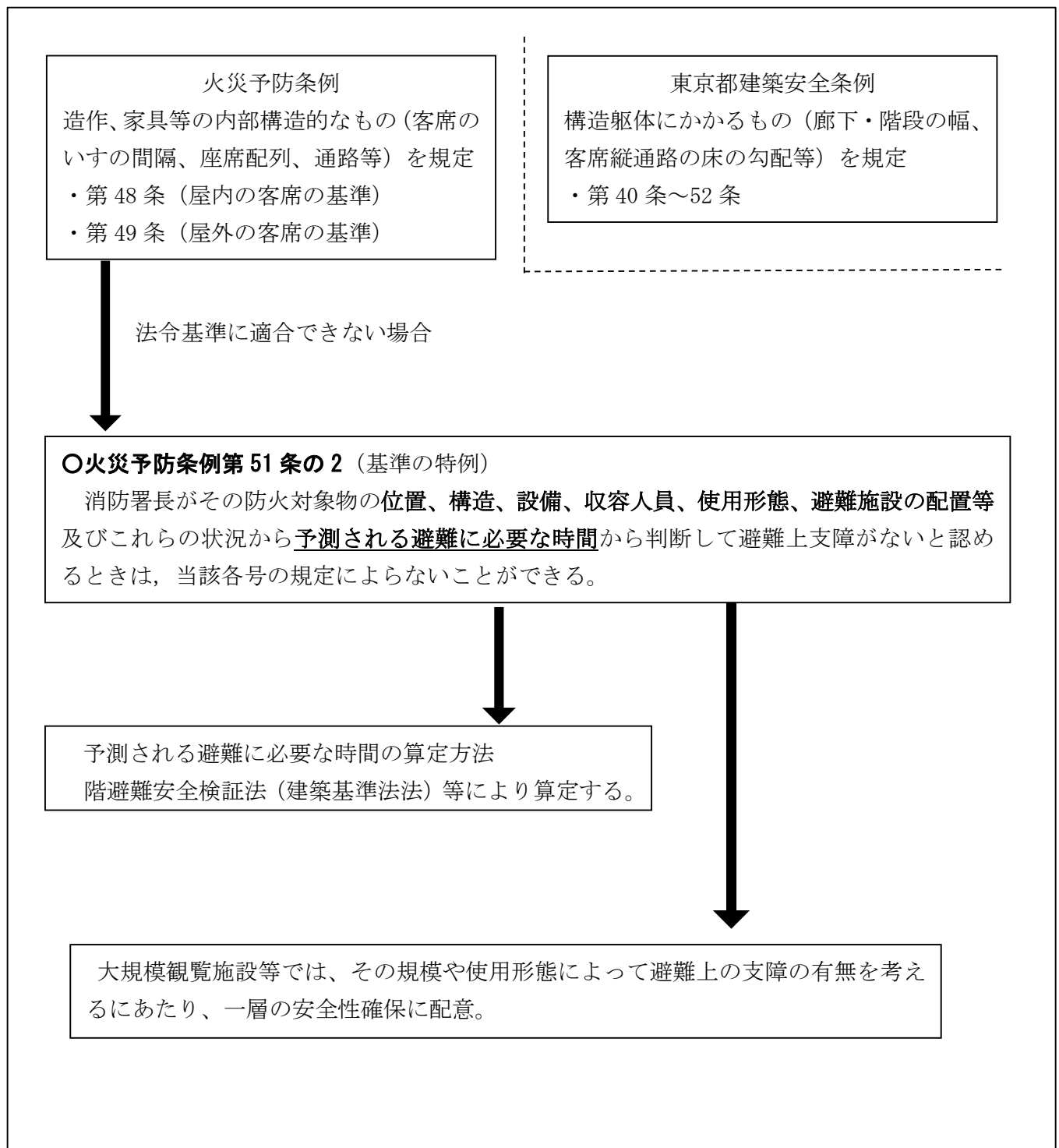


図 3-1-4 基準の特例の概要

## 2 観覧施設における消防用設備等の設置に係る基準

大規模観覧施設における消防用設備等の設置について、既設施設を参考に、仮に観覧施設を想定した場合の設置義務は、表 3-1-3 のとおりとなる。

### (1) 都内の主な既存の観覧施設の規模

表 3-1-2 都内の主な既存の観覧施設の規模

| 施設名      | 構造・階層  | 面積                     |                          | 軒高  | 収容人員       |
|----------|--------|------------------------|--------------------------|-----|------------|
|          |        | 延べ面積                   | 敷地面積                     |     |            |
| 東京ドーム    | 耐火 6／2 | 116,957 m <sup>2</sup> | 約 112,000 m <sup>2</sup> | 35m | 約 55,000 人 |
| 味の素スタジアム | 耐火 5／1 | 84,772 m <sup>2</sup>  | 約 53,000 m <sup>2</sup>  | 23m | 約 50,000 人 |
| 東京体育館    | 耐火 3／2 | 43,880 m <sup>2</sup>  | 約 45,000 m <sup>2</sup>  | 17m | 約 10,000 人 |
| 日本武道館    | 耐火 3／2 | 20,011 m <sup>2</sup>  | 約 12,000 m <sup>2</sup>  | 17m | 約 14,000 人 |

### (2) 想定 of 観覧施設

ア 構造 耐火建築物

イ 階層 地上 5 階、地下 2 階

ウ 用途 1 項イ（観覧場）

エ 面積（述べ面積／敷地面積） 194,000 m<sup>2</sup>／113,000 m<sup>2</sup>

オ 収容人員 68,000 人

### (3) 想定 of 観覧施設で設置義務が生じる消防用設備等

表 3-1-3 想定 of 観覧施設で設置義務が生じる消防用設備等

| 消防用設備等    | 設置 | 根拠      | 設置義務のある施設                                                                                                                 |
|-----------|----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消火器具      | ○  | 政令 10 条 | 全部                                                                                                                        |
| 屋内消火栓設備   | ○  | 政令 11 条 | 1,000 m <sup>2</sup> 以上（内装難燃の場合 1,500 m <sup>2</sup> 以上）                                                                  |
|           | ○  | 条例 38 条 | 地階を除く階数が 5 以上のもの                                                                                                          |
| スプリンクラー設備 | ○  | 政令 12 条 | 6,000 m <sup>2</sup> 以上（平屋を除く）                                                                                            |
| 水噴霧消火設備等  | △  | 政令 13 条 | 駐車場：1 階 500 m <sup>2</sup> 以上、その他の階 200 m <sup>2</sup> 以上<br>通信機器室：500 m <sup>2</sup> 以上<br>電気設備室：200 m <sup>2</sup> 以上 等 |
| 屋外消火栓設備   | ○  | 政令 19 条 | 9,000 m <sup>2</sup> 以上（1、2 階の床面積合計）                                                                                      |
| 動力消防ポンプ設備 | ○  | 政令 20 条 | 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備が該当するもの                                                                                                    |

| 消防用設備等          | 設置 | 根拠             | 設置義務のある施設                                            |
|-----------------|----|----------------|------------------------------------------------------|
| 自動火災報知設備        | ○  | 政令 21 条        | 300 ㎡以上                                              |
| ガス漏れ火災警報設備      | ○  | 政令 21 条の 2     | 地階の床面積合計 1,000 ㎡以上                                   |
| 漏電火災警報器         | ×  | 政令 22 条        | 鉄網入りの壁・床または天井を有する建築物のみ                               |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | ○  | 政令 23 条        | 500 ㎡以上（常時通報できる電話で緩和可能）                              |
| 放送設備            | ○  | 政令 24 条        | 収容人員 300 人以上                                         |
| 避難器具            | ○  | 政令 25 条        | 3 階以上の階、地階で収容人員 50 人以上                               |
| 誘導灯             | ○  | 政令 26 条        | 全部                                                   |
| 消防用水            | ○  | 政令 27 条        | 敷地面積 20,000 ㎡以上で延べ面積 15,000 ㎡以上                      |
| 排煙設備            | △  | 政令 28 条        | 舞台部で 500 ㎡以上                                         |
| 連結散水設備          | ○  | 政令 28 条の 2     | 地階の延べ面積 700 ㎡以上<br>（スプリンクラー設備による代替可能）                |
| 連結送水管設備         | ○  | 政令 29 条        | 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積が 6,000 ㎡以上                       |
| 非常コンセント設備       | ×  | 政令 29 条の 2     | 地階を除く階数が 11 以上のもの                                    |
|                 | ×  | 条例 46 条の 2     | 地下 4 階以下の階で、当該地下 4 階以下の階の床面積の合計が 1,000 ㎡以上           |
| 無線通信補助設備        | ×  | 条例 46 条の 3     | 地階の階数が 4 以上で、かつ、地階の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の地階              |
| 総合操作盤           | ○  | 規則 12 条        | 50,000 ㎡以上                                           |
| 防災センター          | ○  | 条例 55 条の 2 の 2 | (1) 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積 20,000 ㎡以上<br>(2) 50,000 ㎡以上 |

凡例 ○：設置義務あり、×：設置義務なし、△：使用用途により設置義務あり

#### (4) 想定の結果

- ・ 用途（1 項：劇場等）と延べ床面積の規模を条件に当てはめると、ほとんどの種類の消防用設備等は設置義務がある。
- ・ 収容人員の条件により義務になるのは放送設備と避難器具である。
- ・ 連結送水管、防災センターの設置義務は 5 階建てから生じる。既存施設では 4 階以下の建物もあり、建物の高さの割には階層が少ない（1 階層の階高が大きい）競技場や体育館等の施設では設置義務が生じないことがある。
- ・ 延べ床面積は関係なく、11 階以上、地下 4 階以上の施設でないと、非常コンセント設備、無線通信補助設備の設置義務は生じない。

### 3 喫煙・裸火使用・危険物品の持ち込みに係る基準

劇場や観覧場など大勢の人で混雑する場所で火災が起きると、多数の死傷者が発生し大きな被害となることが危惧されることから、主に利用者が大勢出入りする場所での「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為は規制されている。事前に申請を行い、消防署長が、消防総監が定める基準（「火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置」平成16年6月東京消防庁告示第7号。（以下、「告示」という。））に適合していると認めたときは、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲内で行うことができることとされている。

また、これらの場所では、建物の関係者だけではなく、観客などにも「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込厳禁」について周知するため、標識の設置や、禁煙の周知徹底などが建物関係者に義務づけられている。

#### (1) 法令基準

喫煙、裸火使用及び危険物品の持ち込みに係る基準は、火災予防条例第23条に定められている。

#### ○火災予防条例第23条（抜粋）

次に掲げる場所で、消防総監が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認めたときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項に規定する消防総監が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止する旨の標識を設けなければならない。

3 第1項に規定する消防総監が指定する場所（同項第4号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 防火対象物内での喫煙を禁止する場合 定期的な巡視その他の消防総監が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 第1項に規定する消防総監が指定する場所以外の場所における適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該場所が喫煙所である旨の標識の設置

- 4 第1項に規定する消防総監の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(2) 規制場所(劇場等の場合)

劇場等における禁止場所と禁止行為を表3-1-4に示す。

表3-1-4 劇場等の場合の規制概要

| 指 定 場 所                     |           | 喫 煙   | 裸火  | 危険物品持込 |
|-----------------------------|-----------|-------|-----|--------|
| 劇場等(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場) | 舞 台       | 禁 止   | 禁 止 | 禁 止    |
|                             | 客 席       | 禁 止 * | 禁 止 | 禁 止    |
|                             | 公衆の出入する部分 | —     | —   | 禁 止    |

\* 観覧場の屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。

(3) 危険物品

持ち込みが規制される危険物品とは、危険物（消防法第2条第7項に定めるもの）、LPG、水素ガス、ロウソク、煙火等である。

(4) 禁止行為の標識の例

喫煙と裸火の使用禁止は禁止される行為の絵と文字（日本語、英語）が併記されており、危険物品の持込み禁止は文字による表記となっている。文字は赤地に白文字で記載されている。これらの様式は火災予防条例で定められているため、自治体によって標識の様式が異なる場合がある。



a 東京都の火災予防条例で定める標識の例



b 他地域での標識

図3-1-5 標識の例

#### (5) 演出に伴う火気使用の管理

東京 2020 大会の開会式・閉会式の詳細はまだ明らかでないが、過去の大会を見る限り、本大会においても演出用火気の使用が予想される。

これら演出用の火気についても、「裸火」として条例第 23 条による規制を受けるため、必ず告示基準に適合する旨を事前に申請しなければならない。東京 2020 大会は、今まで想定されていなかったような新しい機器等の使用も想定されるため、以下の点に配慮し十分に安全に配慮する必要がある。

##### ア 演出用火気使用の現状

平成 21 年度の告示改正により、瞬間的な火災に係る新たな承認基準が整備された。近年、演出用火気は、多様かつ大規模化の様相を呈し、現行基準制定時の想定を超えたものも使用されているため、火災の防止、観客の安全確保の観点から、現行基準について、安全性の確保や見直しを見据えた検証が必要である。

##### イ 必要な対応

東京消防庁では、観覧施設における裸火を用いた演出に係る防火安全対策について検討する目的で、検討委員会を設置し、調査項目や実験項目について検討するための外部有識者を交えた検討部会を設置し検討している。部会での検討結果をもとにした指導基準等を関係機関への周知し、順守させる必要がある。

#### 4 一時的な危険物貯蔵の取り扱い

東京 2020 大会の開催期間中、各会場には大会運営の維持や、報道機関向けの電源確保のため、非常用発電設備が設けられる予定である。それに伴って危険物の貯蔵タンク等の仮設の危険物施設の設置が見込まれている。図 3-1-7 に例を示す。

現在、総務省消防庁では、「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設のあり方に関する検討会」が立ち上げられており、今後、消防機関はこの検討結果に基づき、対応していく必要がある。

### オリンピック施設では

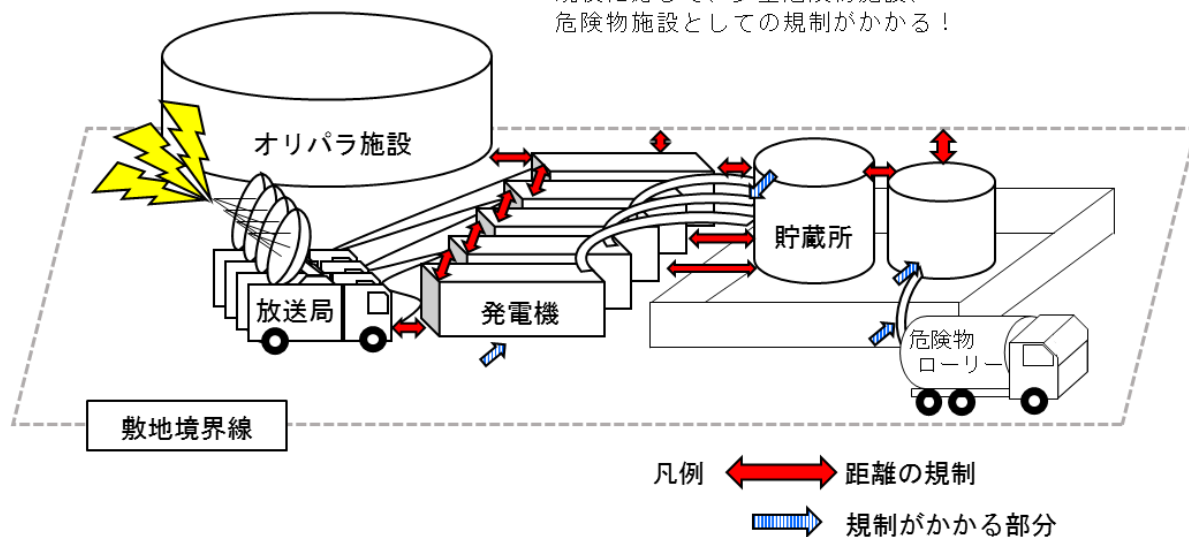
- ・仮設の放送センターなどで停止することなく世界各地へ放送
- ・競技施設や関連施設では無停電で電気の安定供給が必要



そのため、仮設で発電機、そのための燃料貯蔵タンクの設置が予想される。



規模に応じて、少量危険物施設、危険物施設としての規制がかかる！



しかし、仮設の施設になるとさまざまな危険物施設の規制が基準に適合しない部分が出てくる

#### 例えば

- ・危険物施設同士の保安距離
- ・危険物施設とその他の施設との保安距離
- ・危険物施設の配管や、その結合部の構造
- ・貯蔵所の場合、防油堤の構造

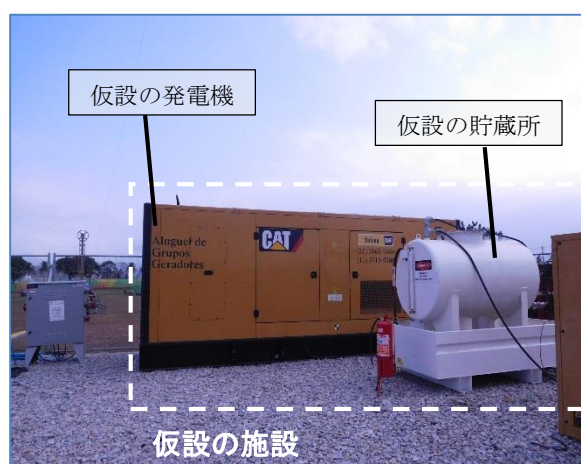


図 3-1-7 一時的な危険物貯蔵の取り扱いイメージ

写真はリオ 2016 大会会場付近の様子を撮影したもの

## 第2節 海外の基準

競技場などの大規模な観覧施設の防火・避難に係る海外の基準に関するガイドライン、基準等を収集し、その概要を整理した。

また、各ガイドライン等示された内容について、本審議会の中間報告（平成28年2月19日公表）の「防火・避難対策（調査・審議の方向性）」として示した各項目に関連する内容について整理した。

なお、今回調査したガイドライン、基準等は表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 今回調査したガイドライン、基準等

| 資料<br>No. | 資 料 名                                                                                                                                                                    | 国・団体                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1         | スポーツ施設の安全に関する手引書<br>Guide to Safety at Sports Grounds Fifth edition                                                                                                      | イギリス                            |
| 2         | スタジアム・ハンドブック(サッカースタジアムの建設、インフラ、組織、運営に関する要求事項)<br>Stadionhandbuch Anforderungen an fußballstadien in baulicher<br>infrastruktureller, organisatorischer und betrieblicher | ドイツ                             |
| 3         | アクセシビリティ・ガイドライン オリンピックとパラリンピックのための包括的な手引書<br>Accessibility Guide An Inclusive Approach to the Olympic & Paralympic Games                                                 | 国際パラリンピック委員会                    |
| 4         | リオ 2016 アクセシビリティ・技術ガイドライン<br>Rio 2016 Accessibility Technical Guidelines                                                                                                 | リオ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 |
| 5         | フットボールスタジアムの技術的提案と要件<br>Football Stadiums Technical Recommendations and Requirements                                                                                     | 国際サッカー連盟                        |
| 6         | 国際サッカー連盟 スタジアムの安全と保安規則<br>FIFA Stadium Safety and Security Regulations                                                                                                   | 国際サッカー連盟                        |
| 7         | 大規模な集客施設の火災安全リスク・アセスメント<br>Fire Safety Risk Assessment Large Places of Assembly                                                                                          | イギリス                            |
| 8         | 屋外のスタジアムと落雷時の安全に関する考察<br>Lightning Safety and Outdoor Stadiums                                                                                                           | アメリカ                            |

\* 国際パラリンピック連盟：IPC (International Paralympic Committee)

\* 国際サッカー連盟：FIFA (Federation International de Football Association)

## 1 スポーツ施設の安全に関する手引書（資料 No. 1）

### Guide to Safety at Sports Grounds Fifth edition

#### (1) 主体

イギリス政府機関のスポーツ施設安全局（the Sports Grounds Safety Authority）が作成、イギリス政府、文部科学省が出版している。

#### (2) 主な対象

スポーツ施設建設に携わる建築家、技術者、関係省庁、運営管理者

#### (3) 位置づけ

スポーツ施設に係る技術者向けの助言的な資料であり、この手引書自体に法的な強制力はない。しかし、内容の多くは法令でも定められているものであり、その地域の法令に従わなければならないことや行政機関と協議するべきであることも記述されている。特に火災安全の部分に関しては、「大規模な集客施設の火災安全リスク・アセスメント（資料 No. 7）」に従う必要があると明記されている。

また、「リオ 2016 アクセシビリティ・技術ガイドライン（資料 No. 4）」では、スポーツ競技場における安全対策に係る部分はこの手引書を参照すべきであると記載されている。

本手引書は、「グリーンガイド」の通称で知られている。

#### (4) 作成年

2008 年（第 5 版）、初版は 1973 年に作成されている。現在、第 6 版のための内容の検討が進められている。

#### (5) 本文ページ数

189 ページ

#### (6) 目次

|                                                                              |        |
|------------------------------------------------------------------------------|--------|
| PREFACE まえがき                                                                 | p. 11  |
| 1. How to use this Guide この手引書の使い方                                           | p. 12  |
| 2. Calculating the safe capacity of a sports ground<br>スポーツ施設の安全な収容人員の計算方法   | p. 16  |
| 3. Management - responsibility and planning for safety<br>管理運営－安全のための責任と計画   | p. 25  |
| 4. Management - stewarding 管理運営－係員による対応                                      | p. 40  |
| 5. Management - structures, installations and components<br>管理運営－構造、設備及び構成要素 | p. 47  |
| 6. Circulation - general 観客の動線－一般論                                           | p. 55  |
| 7. Circulation - ingress 観客の動線－入場                                            | p. 60  |
| 8. Circulation - vertical circulation 観客の動線－垂直方向の移動                          | p. 66  |
| 9. Circulation - concourses and vomitories<br>観客の動線－コンコースと観客席の出入口            | p. 75  |
| 10. Circulation - egress and emergency evacuation<br>観客の動線－退場と緊急時の避難         | p. 80  |
| 11. Barriers 柵                                                               | p. 91  |
| 12. Spectator accommodation - seating 観客席－いす席                                | p. 107 |
| 13. Spectator accommodation - standing 観客席－立見席                               | p. 124 |

|                                                                              |        |
|------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 14. Spectator accommodation - temporary demountable structures<br>観客席一仮設の構造物 | p. 140 |
| 15. Fire safety 火災安全                                                         | p. 142 |
| 16. Communications 情報伝達                                                      | p. 155 |
| 17. Electrical and mechanical services 電気設備と機械設備                             | p. 171 |
| 18. Medical and first aid provision for spectators<br>観客のための医療及び応急手当         | p. 177 |
| 19. Media provision マスメディアへの対応                                               | p. 184 |
| 20. Alternative uses at sports grounds 競技場の他の目的での使用                          | p. 186 |
| ANNEX A: ASSESSMENT OF CAPACITY - WORKED EXAMPLES 収容人員の試算－実施例                | p. 190 |
| ANNEX B: GLOSSARY 用語解説                                                       | 209    |
| ANNEX C: BIBLIOGRAPHY AND FURTHER REFERENCES<br>参考文献とより詳しい文献の一覧              | p. 213 |
| ANNEX D: SUMMARY OF NEW GUIDANCE 新しい指導事項の要約                                  | p. 220 |

## 2 スタジアムハンドブック（サッカースタジアムの建設、インフラ、組織、運営に関する要求事項）（資料 No. 2）

### Stadionhandbuch Anforderungen an fußballstadien in baulicher infrastruktureller, organisatorischer und betrieblicher

#### (1) 主体

ドイツサッカー連盟

#### (2) 主な対象

サッカークラブとスタジアム運営者

#### (3) 位置づけ

本ハンドブックの目的は、国内外の既存規定にある要求事項を一つの規定にまとめることにより、建設、インフラ、組織、運営に関する基準を通して、試合中及びその前後に、関係者の安全とスタジアム内とその周辺の物的価値をできるだけ最適な形で保証することを目標としている。関係者の安全確保は、資産価値と物的価値の保護より常に優先される。

公認リーグ、第3リーグ、地方リーグ（第4競技クラス）、その他の国内競技、欧州競技大会（UEFA）の試合を開催する（予定の）スタジアムは、スタジアムの建設と運営に関する追加条項を含めて建設許可に規定された要求事項を完全に順守しなければならない。既存の建築法上の許可とは関係なく、68 検査の基準に従って「定期点検」を行い、それに基づき、指定期限内にスタジアムを建築規定とセキュリティ技術に関する規定に適合させなければならない。

建築法および集会施設法上の要求条項の順守に対する運営者の公的法的責任は本ハンドブックの規定の及ぶ範囲ではない。

#### (4) 作成年

2005 年

#### (5) ページ数

(6) 目次

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 第1章 一般要求事項                   |       |
| 1 適用分野                       | P. 11 |
| 2 目的、セキュリティ目標                | P. 12 |
| 3 定義                         | P. 12 |
| 4 適用対象者/義務者                  | P. 13 |
| 5 規定の拘束性                     | P. 14 |
| 第2章 建設、インフラに関する要求事項          |       |
| 第1節 認可、見取図、収容能力              |       |
| 6 建設認可、認可手続き必要書類             | P. 15 |
| 7 見取図                        | P. 15 |
| 8 収容能力                       | P. 15 |
| 第2節 建設に関する一般要求事項             |       |
| 9 建設部品、建材、素材に関する必要事項         | P. 17 |
| 10 可動設備・用具                   | P. 16 |
| 11 場内装飾                      | P. 16 |
| 第3節 避難路                      |       |
| 12 屋外避難路                     | P. 18 |
| 13 屋内避難路                     | P. 19 |
| 14 ゲート、救助用ゲート、ドア             | P. 19 |
| 第4節 技術設備                     |       |
| 15 非常電源、電気設備、雷保護システム         | P. 20 |
| 16 照明、投光器                    | P. 21 |
| 17 非常照明                      | P. 22 |
| 18 場内放送システム/観客インフォメーション      | P. 23 |
| 19 非常電話                      | P. 23 |
| 20 場内の技術的な消防措置               | P. 23 |
| 21 セキュリティ関連機関・同司令部専用エリアと技術設備 | P. 24 |
| 22 応急措置専用室と設備                | P. 26 |
| 23 暖房、空調システム                 | P. 26 |
| 24 作業場、備品倉庫、保管室              | P. 26 |
| 第5節 観客エリアと設備                 |       |
| 25 出入り口、入場路、屋外施設             | P. 26 |
| 26 駐車場                       | P. 27 |
| 27 入場券売場と入場者検問               | P. 27 |
| 28 補助スタンド                    | P. 28 |
| 29 VIP・ホスピタリティエリア            | P. 28 |
| 30 座席、通路、階段路                 | P. 29 |
| 31 セクション、ブロック、安全柵            | P. 29 |
| 32 突堤                        | P. 30 |
| 33 身体障害者用設備                  | P. 31 |
| 34 衛生設備、トイレ                  | P. 31 |
| 35 キオスク、売店                   | P. 32 |
| 36 旗                         | P. 32 |
| 第6節 競技者および特別任務遂行者のためのエリア     |       |
| 37 競技フィールド                   | P. 26 |
| 38 競技フィールドの包囲フェンス            | P. 27 |

|                |                                            |        |
|----------------|--------------------------------------------|--------|
| 39             | ウォームアップエリア、トレーニングエリア                       | P. 27  |
| 40             | ゲート、補助ゲート                                  | P. 28  |
| 41             | 補助ベンチ                                      | P. 28  |
| 42             | チーム控室、更衣室                                  | P. 29  |
| 43             | チーム、審判、要警護者の安全エリア                          | P. 29  |
| 44             | 派遣団用事務室                                    | P. 30  |
| 45             | 競技者、役員のための応急措置・治療室                         | P. 31  |
| 46             | ドーピング検査室                                   | P. 31  |
| 47             | 特別任務遂行者のための駐車場と専用エリア                       | P. 32  |
| 第3章 組織上、運営上の措置 |                                            |        |
| 第1節 責任者と任務受託者  |                                            |        |
| 48             | 団体/運営者                                     | P. 37  |
| 49             | イベント責任者（遂行指揮者）                             | P. 37  |
| 50             | セキュリティ責任者                                  | P. 37  |
| 51             | 公安責任者/公安サービス                               | P. 38  |
| 52             | サポーター対策責任者                                 | P. 39  |
| 53             | 場内アナウンサー                                   | P. 40  |
| 54             | 消防責任者                                      | P. 40  |
| 第2節 セキュリティ体制   |                                            |        |
| 55             | セキュリティコンセプトーセキュリティ戦略                       | P. 40  |
| 56             | リスク評価                                      | P. 41  |
| 57             | セキュリティに関わる諸機関の連携                           | P. 42  |
| 58             | 研修および指導                                    | P. 43  |
| 第3節 セキュリティ対策   |                                            |        |
| 59             | 入場許可、入場券販売、観客インフォメーション                     | P. 43  |
| 60             | 入場、入場検査、身体・携帯物検査                           | P. 45  |
| 61             | 場内アナウンス/競技中断/避難                            | P. 47  |
| 62             | 挑発行為、人種差別、政治的行為                            | P. 48  |
| 63             | スタジアム規則、入場禁止                               | P. 48  |
| 64             | アルコール類、飲料品の販売                              | P. 49  |
| 65             | 防火措置                                       | P. 50  |
| 66             | 避難路の確保                                     | P. 51  |
| 第4章 最終規定       |                                            |        |
| 67             | 適用除外                                       | P. 53  |
| 68             | 検査                                         | P. 53  |
| 69             | 制裁措置                                       | P. 54  |
| 第5章 付属資料       |                                            |        |
| a)             | スタジアム・ハンドブック適用宣言書<br>（ナショナルリーグ、第2ナショナルリーグ） | P. 57  |
| b)             | DFL メディアガイドライン                             | P. 71  |
| c)             | スタジアムに関する宣言書（第3リーグ/地方リーグ）                  | P. 77  |
| d)             | DFB アンチドーピング・ガイドライン抜粋                      | P. 99  |
| e)             | ナショナルリーグ競技のセキュリティ向上ガイドラインの資料3              | P. 101 |
| f)             | ナショナルリーグ競技のセキュリティ向上ガイドラインの資料4              | P. 103 |
| 著作権利権者情報       |                                            | P. 105 |

### 3 アクセシビリティ・ガイドライン オリンピックとパラリンピックのための包括的な手引書（資料 No. 3）

#### Accessibility Guide An Inclusive Approach to the Olympic & Paralympic Games

(1) 主体

国際パラリンピック委員会（IPC）

(2) 主な対象

大会の主催者と利害関係者（政府、地方自治体、建築士など）

(3) 位置づけ

このガイドライン自体には法的な強制力はない。

IPC の考え方と最も良い実施例を示し、開催都市が施設の設計やサービスについての技術的指針を作成することに貢献することを目的としている。

(4) 作成年

2013 年

(5) 本文ページ数

249 ページ

(6) 目次

|                                                                         |                       |        |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------|
| Chapter 1: Introduction                                                 | 導入                    | p. 12  |
| Chapter 2: Technical Specifications                                     | 技術的仕様                 | p. 30  |
| Access and Circulation                                                  | 施設へのアクセスと施設内の動線       | p. 31  |
| Pathways and Circulation Areas                                          | 通路と動線エリア              | p. 32  |
| Ramps                                                                   | 傾斜路                   | p. 36  |
| Stairways                                                               | 階段                    | p. 41  |
| Surfaces, Paving and Finishes                                           | 表面、舗装と仕上げ             | p. 43  |
| Furniture, Counters and Service Areas                                   | 什器、カウンターと接客部分         | p. 44  |
| Entrances and Exits                                                     | 入口と出口                 | p. 48  |
| Doors and Doorways                                                      | ドアと出入口                | p. 50  |
| Doors and Doorways, Continued                                           | ドアと出入口、それらに続く部分       | p. 51  |
| Elevators and Escalators                                                | エレベーターとエスカレーター        | p. 54  |
| Emergency Provisions                                                    | 緊急時の対策                | p. 58  |
| Amenities                                                               | 快適に過ごすための設備           | p. 61  |
| Venue Seating                                                           | 施設の座席                 | p. 62  |
| Washrooms                                                               | 洗面所                   | p. 65  |
| Showers, Baths and Changing Rooms                                       | シャワー、風呂及び更衣室          | p. 69  |
| Hotels and Other Accommodations                                         | ホテルとその他の宿泊施設          | p. 71  |
| Publications and Communications                                         | 広報と情報伝達               | p. 80  |
| Transportation Means                                                    | 交通手段                  | p. 90  |
| Chapter 3: Training for Accessibility                                   | 利用しやすさのための訓練          | p. 105 |
| Chapter 4: Games Requirements                                           | 大会の必要条件               | p. 112 |
| Chapter 5: The Journey to an Accessible & Inclusive Host City and Games | 総合的に利用しやすい開催都市と大会への経路 | p. 199 |

#### 4 リオ 2016 アクセシビリティ・技術ガイドライン（資料 No. 4）

##### Rio 2016 Accessibility Technical Guidelines Version3

(1) 主体

リオ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

(2) 主な対象

リオデジャネイロ・オリンピックに係る建設事業を設計、開発及び実行する者

(3) 位置づけ

このガイドラインは、国際パラリンピック委員会（IPC）の Accessibility Guide に基づくブラジル技術基準協会（ABNT）とブラジルの法令とを合わせたものである。そのため、ブラジルの法令に基づく内容については、法的な義務がある。

スポーツ競技場における安全対策に係る部分では、前述の資料 No.1” Guide to Safety at Sports Grounds”（p.61）を参照するべきであることが明記されている。

(4) 作成年

2013 年

(5) 本文ページ数

228 ページ

(6) 目次

|                                                      |                           |        |
|------------------------------------------------------|---------------------------|--------|
| 1 Access and circulation                             | 利用しやすさと施設内の動線             | p. 7   |
| 1.1 Circulation                                      | 施設内の動線                    | p. 7   |
| 1.2 Ramps                                            | 傾斜路                       | p. 20  |
| 1.3 Stairs and steps                                 | 階段と段差                     | p. 25  |
| 1.4 Reception areas                                  | 受付                        | p. 28  |
| 1.5 Entrances                                        | 入口                        | p. 32  |
| 1.6 Lifts                                            | エレベーター                    | p. 37  |
| 1.7 Emergency facilities                             | 緊急時のための施設                 | p. 43  |
| 2 Sports venues                                      | スポーツ施設                    | p. 47  |
| 2.1 Grandstands                                      | 大規模な観客席                   | p. 47  |
| 2.2 Toilets                                          | トイレ                       | p. 54  |
| 2.3 Changing rooms                                   | 更衣室                       | p. 69  |
| 3 Accommodation                                      | 宿泊施設                      | p. 73  |
| 4 Transport                                          | 公共交通機関                    | p. 107 |
| 5 Visual, oral, electronic and digital communication | 視覚、口述、電子的、デジタル表示などによる情報伝達 | p. 153 |
| 6 Appendix                                           | 付録                        | p. 183 |

表 3-2-2 【参考】スポーツ競技場の障害者の避難に係る主な基準の比較

|       |          | アクセシビリティ・ガイド<br>オリンピックとパラリンピックのための<br>包括的な手法<br>2013 年(平成 25 年)6 月<br>(国際パラリンピック委員会)                               | 東京都福祉のまちづくり条例<br>施設整備マニュアル 平成 26 年 9 月<br>【凡例】●: 遵守義務<br>○: 努力基準<br>◎: 望ましい整備                               |
|-------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難経路  | 通路       | 幅: 1,000 mm 以上<br>標準 1,500 mm 以上(車いすと支援者を想定)<br>もっとも良い例 1800 mm 以上<br>接触しないための高さ: 2,100 mm 以上                      | 幅: 1,400 mm 以上●<br>1,200 mm 以上●(車いす使用者対応観覧席までの通路)<br>・車いすが回転できる空間(1500 mm 以上)を確保する◎<br>・想定される避難経路には段差を設けない。 |
|       | 階段       | 蹴上: 125~180 mm<br>もっとも良い例 = 150 mm<br>踏面: 280~350 mm<br>明るさ: 100 lux 以上                                            | 蹴上: 180 mm 以下●<br>踏面: 260 mm 以上●<br>明るさ: むらがなく、通行に支障のない明るさ◎                                                 |
|       | 出入口      | 幅: 1,500 mm 以上                                                                                                     | 幅: 屋外へ通ずる出入口の 1 以上は 850 mm 以上○                                                                              |
|       | 一時避難エリア等 | 予測される利用者 1 名につき<br>850 mm × 1,300 mm 以上                                                                            | 一人あたりの面積の例示<br>900 mm × 1,200 mm (程度)                                                                       |
| 緊急時対策 | 警報       | 視覚警報の設置<br>(1~3Hz のフラッシュ)<br>発信器や消火器のボタン<br>高さ: 1,200 mm 以下                                                        | ・警報装置は光及び音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。<br>・警報装置には、聴覚障がい者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字やピクトにより知らせる文字表示装置を設ける。                 |
|       | 避難方法等の掲示 | 高さ: 1,300 mm 以下                                                                                                    |                                                                                                             |
| 座席    | 車いす利用者席  | 席数の割合:<br>オリンピック 0.75% 以上<br>パラリンピック 1.0% 以上<br>その他 0.5% 以上<br>面積: 車いす 800 × 1,300 mm 以上<br>付き添い 500 × 1,300 mm 以上 | 1 席以上設ける。●<br>席数の割合:<br>客席 200 席以下の場合 2% 以上<br>客席 200 席超の場合: 1% + 2 席 以上○<br>面積: 車いす 900 × 1,200 mm 以上●     |

## 5 国際サッカー連盟 フットボールスタジアムの技術的提案と要件（資料 No.5）

### FIFA Football Stadiums Technical Recommendations and Requirements

(1) 主体

国際サッカー連盟（FIFA）

(2) 主な対象

スポーツ施設・サッカースタジアム建設関係者、所有者、管理運営者

(3) 位置づけ

人々が安全かつ快適にサッカー・フットボール・フットサルなどを観戦できる施設の建設およびサッカースタジアムの設計・建設・管理に関する全ての人々を支援するため、技術的な推奨事項と要件をガイドラインとして取りまとめたもの。

(4) 作成年

2007 年

(5) 本文ページ数

199 ページ

(6) 目次

前文 P.6

第1章 建設前の意思決定

- 1.1 戦略的事前決定 P.26
- 1.2 スタジアムの位置 P.28
- 1.3 競技場オリエンテーション P.31
- 1.4 グリーンゴール P.32
- 1.5 スタジアム現場の環境適合性 P.34
- 1.6 地域との関係 P.35
- 1.7 多目的スタジアム P.36

第2章 安全

- 2.1 安全なスタジアム：基本的な要件 P.40
- 2.2 具体的な安全要件 P.40
- 2.3 構造上の安全性 P.41
- 2.4 火災予防 P.41
- 2.5 スタジアム管制室 P.41
- 2.6 テレビ監視システム P.42
- 2.7 公衆への救急室 P.42

第3章 オリエンテーションと駐車場

- 3.1 チケットの案内と説明 P.46
- 3.2 公衆のアクセスと出口 P.47
- 3.3 観客の駐車場 P.49
- 3.4 優待駐車場 P.49
- 3.5 選手、試合関係者、スタッフの駐車場 P.50
- 3.6 報道関係者のアクセスと駐車場 P.50
- 3.7 救急サービスおよび障害者 P.52
- 3.8 ヘリポート P.52

第4章 競技区域

- 4.1 推奨される事項 P.60
- 4.2 競技フィールドの質 P.64

|                     |                      |        |
|---------------------|----------------------|--------|
| 4.3                 | 自然芝のプレーグラウンド         | P. 65  |
| 4.4                 | 人工芝のプレーグラウンド         | P. 69  |
| 4.5                 | 補助ベンチ                | P. 79  |
| 4.6                 | プレーグラウンドを取り巻く広告板     | P. 79  |
| 4.7                 | プレー区域へのアクセス          | P. 81  |
| 4.8                 | プレー区域からの観客の排除        | P. 81  |
| 第5章 選手、試合関係者        |                      |        |
| 5.1                 | 更衣室へのアクセス            | P. 88  |
| 5.2                 | 更衣室、トイレ、シャワー区域       | P. 88  |
| 5.3                 | 選手控室からプレーグラウンドへのアクセス | P. 92  |
| 5.4                 | 応急手当                 | P. 94  |
| 5.5                 | ウォームアップ区域            | P. 95  |
| 5.6                 | 代表団区域                | P. 96  |
| 5.7                 | ドーピングコントロール区域        | P. 96  |
| 5.8                 | ボール少年/少女更衣室          | P. 96  |
| 第6章 観客              |                      |        |
| 6.1                 | 快適さのための一般基準          | P. 104 |
| 6.2                 | 観客区域                 | P. 111 |
| 6.3                 | 公衆とのコミュニケーション        | P. 112 |
| 6.4                 | 身障者への対応              | P. 114 |
| 6.5                 | 商業スタンド               | P. 116 |
| 6.6                 | チケット発売と電子入場管理        | P. 116 |
| 第7章 優待              |                      |        |
| 7.1                 | 優待企業の施設              | P. 122 |
| 7.2                 | 優待基準：指針原則            | P. 123 |
| 7.3                 | FIFA 要求プログラム         | P. 124 |
| 7.4                 | VIP 区域               | P. 126 |
| 7.5                 | 商業優待権                | P. 129 |
| 7.6                 | 特別な条件                | P. 130 |
| 第8章 メディア            |                      |        |
| 8.1                 | 記者席とコメンテーター席         | P. 140 |
| 8.2                 | テレビスタジオ              | P. 143 |
| 8.3                 | スタジアムメディアセンター        | P. 144 |
| 8.4                 | 記者会見室                | P. 145 |
| 8.5                 | 混合区域とフラッシュインタビュー     | P. 145 |
| 8.6                 | カメラマン施設              | P. 146 |
| 8.7                 | FIFA ワールドカップのメディア要   | P. 148 |
| 8.8                 | テレビ用インフラ             | P. 148 |
| 8.9                 | 認定オフィス               | P. 151 |
| 第9章 照明と電源           |                      |        |
| 9.1                 | 電力供給                 | P. 166 |
| 9.2                 | 施設要件                 | P. 166 |
| 9.3                 | 証明デザイン仕様と技術          | P. 174 |
| 9.4                 | 環境への影響               | P. 178 |
| 9.5                 | 設置の委任                | P. 179 |
| 9.6                 | 照明用語の解説              | P. 186 |
| 第10章 コミュニケーションと付属区域 |                      |        |
| 10.1                | コミュニケーション必須要件        | P. 190 |

|                        |                      |        |
|------------------------|----------------------|--------|
| 10.2                   | プログラム開発              | P. 191 |
| 10.3                   | コミュニケーションシステム、応用と使用者 | P. 192 |
| 10.4                   | コミュニケーションルーム         | P. 192 |
| 10.5                   | プロジェクト開発             | P. 194 |
| 10.6                   | 電話                   | P. 194 |
| 10.7                   | 付属区域                 | P. 195 |
| 10.8                   | 旗竿                   | P. 195 |
| 付録 FIFA ワールドカップのスペース要件 |                      |        |

## 6 国際サッカー連盟 スタジアムの安全と保安規則（資料 No. 6）

### FIFA Stadium Safety and Security Regulations

- (1) 主体  
国際サッカー連盟（FIFA）
- (2) 主な対象  
FIFA に属する試合の主催者、大会組織委員会、協会、クラブ、スタジアム当局者
- (3) 位置づけ  
FIFA に属する試合において、スタジアムの安全・セキュリティ・秩序を確保するためにイベント主催者およびスタジアム当局者が試合前・試合中・試合後に取らなければならない最低限の安全・セキュリティ対策が含まれている。
- (4) 作成年  
2011 年
- (5) ページ数  
108 ページ
- (6) 目次

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 前文                    | P. 11 |
| 第 1 章 一般規定            |       |
| 1 適用範囲                | P. 12 |
| 2 基本原則                | P. 13 |
| 第 2 章 安全と保安全管理        |       |
| 3 定義および要件             | P. 14 |
| 4 責任                  | P. 14 |
| 5 スタッフ                | P. 16 |
| 6 スタジアムの安全・治安計画       | P. 17 |
| 7 スタジアムリスク・アセスメント     | P. 18 |
| 8 観客の安全と保安方針書類        | P. 20 |
| 9 スタジアム・コンティンジェンシープラン | P. 21 |
| 10 スタジアム・エマージェンシープラン  | P. 22 |
| 11 テロ行為               | P. 23 |
| 12 記録保管               | P. 24 |
| 第 3 章 係員              |       |
| 13 係員                 | P. 26 |
| 14 係員展開プラン            | P. 27 |
| 15 係員の責任範囲についての合意     | P. 28 |
| 16 係員の役割              | P. 29 |

|                   |                         |       |
|-------------------|-------------------------|-------|
| 17                | 係員行動規範                  | P. 31 |
| 18                | 係員の識別                   | P. 32 |
| 19                | 競技場横の係員                 | P. 32 |
| 20                | 係員との連絡                  | P. 33 |
| 21                | 係員の訓練                   | P. 34 |
| 第4章 スタジアムの最大安全収容量 |                         |       |
| 22                | 基本原則                    | P. 36 |
| 23                | 最大安全収容量の計算              | P. 36 |
| 24                | 安全証書                    | P. 38 |
| 第5章 構造的・技術的措置     |                         |       |
| 25                | アクセスコントロール              | P. 40 |
| 26                | 試合チケット                  | P. 41 |
| 27                | 認定                      | P. 42 |
| 28                | 警察及び他の機関へのアクセス          | P. 43 |
| 29                | セキュリティーチェック             | P. 44 |
| 30                | スタジアム区域                 | P. 46 |
| 31                | スタジアム周辺、回転式出入口、チェックポイント | P. 46 |
| 32                | プレー場                    | P. 47 |
| 33                | 選手、関係者、VIP への特別な保安措置    | P. 48 |
| 34                | 観客区域                    | P. 49 |
| 35                | 一時的に着脱可能構造              | P. 51 |
| 36                | 開催地オペレーションセンター (VOC)    | P. 52 |
| 37                | VOC システム                | P. 55 |
| 38                | 係員と警察官控室                | P. 58 |
| 39                | 安全照明・非常灯及び給電            | P. 58 |
| 40                | 電子ビデオスクリーン (巨大スクリーン)    | P. 59 |
| 41                | 閉鎖回路テレビ (CCTV)          | P. 60 |
| 42                | 公衆への通知システム              | P. 61 |
| 43                | 公衆への通知システム—操作           | P. 63 |
| 44                | スタジアムアナウンサー             | P. 64 |
| 第6章 群集管理          |                         |       |
| 45                | 群集の集積                   | P. 66 |
| 46                | スタジアム行動規範               | P. 67 |
| 47                | 安全標識                    | P. 67 |
| 48                | 情報標識                    | P. 68 |
| 49                | 商業標識                    | P. 69 |
| 50                | アルコール飲料                 | P. 69 |
| 第7章 緊急サービス        |                         |       |
| 51                | 消防サービス                  | P. 71 |
| 52                | 火災リスクの最小化               | P. 71 |
| 53                | 火災警報・探知システム             | P. 74 |
| 54                | 消火設備及び機器                | P. 74 |
| 55                | スタッフの火災に対する認識及びトレーニング   | P. 75 |
| 56                | 緊急避難および安全な場所            | P. 76 |
| 57                | 障害のある観客の緊急避難            | P. 77 |
| 58                | 医療                      | P. 77 |
| 第8章 その他の要件        |                         |       |
| 59                | テレビとメディア                | P. 78 |

|                  |                     |       |
|------------------|---------------------|-------|
| 60               | 挑発的・攻撃的行動の防止        | P. 80 |
| 61               | スタジアムでの禁止事項         | P. 82 |
| 62               | ハイリスクな試合            | P. 82 |
| 63               | FIFA ビーチサッカーワールドカップ | P. 84 |
| 64               | FIFA フットサルワールドカップ   | P. 84 |
| 第9章 最終要件         |                     |       |
| 65               | 管理ルール               | P. 85 |
| 66               | 違反条項                | P. 85 |
| 67               | 明示されていない事項          | P. 85 |
| 68               | 分冊テキスト              | P. 85 |
| 69               | 施行日                 | P. 86 |
| 第10章 付録A 付録B 付録C |                     |       |

## 7 大規模な集客施設の火災安全リスク・アセスメント（資料 No. 7）

### Fire safety risk assessment large places of assembly

#### (1) 主体

イギリス政府 地方自治省

#### (2) 主な対象

イングランドとウェールズの大規模集客施設の従業員、管理者、占有者、所有者などの関係者がこのガイドラインの対象である。

建築士などの専門家を対象としたものではなく、火災安全についての責任者を対象としている。

#### (3) 位置づけ

“The Regulatory Reform (Fire Safety) Order 2005”（2005年の火災安全に関する法令改正命令）に基づく指針であり、施設の管理者や経営者などはこのガイドラインに従う法的な義務がある。管理者や経営者は、必要な予防及び防御対策についてリスク・アセスメントを実施し、その結果を踏まえて対策の計画、組織、統制、監視及び再検討、並びにこれらの内容を書面で記録することが求められている。リスク・アセスメントの方法は、建物の種類ごとに作成されている” fire safety risk assessment” の各文書（それぞれ約 150 ページの図書）で提供されており、この節に示した指針はその一部である。

このガイドラインの冒頭で、スポーツ競技場の場合は前述の” Guide to Safety at Sports Grounds”（資料 No. 1）を参照するべきであると明記されている。

#### (4) 作成年

2007 年

#### (5) 本文ページ数

64 ページ

#### (6) 目次

|                       |          |      |
|-----------------------|----------|------|
| How to use this guide | この指針の使い方 | p. 2 |
| Preface               | まえがき     | p. 3 |
| Introduction          | 導入       | p. 4 |

|                                                                                        |                                   |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------|
| Part 1 Fire risk assessment                                                            | 火災リスク・アセスメント                      | p. 9   |
| Step 1 Identify fire hazards                                                           | 火災要因の確認                           | p. 12  |
| Step 2 Identify people at risk                                                         | 危険にさらされる人々の確認                     | p. 14  |
| Step 3 Evaluate, remove, reduce and protect from risk                                  | 危険の評価、除去、削減、及び危険からの保護             | p. 15  |
| Step 4 Record, plan, inform, instruct and train                                        | 記録、計画、報告、説明、訓練                    | p. 32  |
| Step 5 Review                                                                          | 再検討                               | p. 39  |
| Part 2 Further guidance on fire risk assessment and fire precautions                   | 火災リスク・アセスメントと火災予防方策についてのさらに進んだ手引き | p. 41  |
| Section 1 Further guidance on fire risks and preventative measures                     | 火災危険と予防方策についてのさらに進んだ手引き           | p. 43  |
| Section 2 Further guidance on fire detection and warning systems                       | 火災感知と警報システムについてのさらに進んだ手引き         | p. 55  |
| Section 3 Further guidance on firefighting equipment and facilities                    | 消火活動のための器具と設備についてのさらに進んだ手引き       | p. 59  |
| Section 4 Further guidance on escape routes                                            | 避難経路についてのさらに進んだ手引き                | p. 66  |
| Section 5 Further guidance on emergency escape lighting                                | 緊急避難のための照明についてのさらに進んだ手引き          | p. 106 |
| Section 6 Further guidance on signs and notices                                        | 標識と注意書きについてのさらに進んだ手引き             | p. 109 |
| Section 7 Further guidance on recording, planning, informing, instructing and training | 記録、計画、報告、説明及び訓練のさらに進んだ手引き         | p. 112 |
| Section 8 Quality assurance of fire protection equipment and installation              | 消防用設備と器具の品質保証                     | p. 121 |

## 8 中間報告（平成 28 年 2 月 19 日公表）の「防火・避難対策（調査・審議の方向性）」として示した各項目に関連すると記載内容の整理

中間報告において抽出された各項目について、海外基準、ガイドライン等において関連する主だった部分をまとめる。

なお、資料 No. 1 及び No. 2 の 2 つの基準書が競技場に向けた防火安全対策を網羅していた。

そのため、この 2 つの資料を中心に、他資料については特記すべき事項等ある場合に紹介する。資料の引用については表 3-2-1 に記した資料 No. を使用する。

比較として、国内基準のスタジアム標準(日本サッカー協会)からも項目をあげる。(点線枠)

以下の(1)から(7)の対策項目は、中間報告に合わせた。

また、(8)は、それ以外の災害の対策等についてまとめた。

### (1) 出火及び延焼拡大を抑制する対策

ア 座席、日よけ、仮設の観客席・看板等の材質

座席の基準については、(8)イで詳しく述べる。

資料 No. 2 第 3 章 第 3 節 65 防火措置

- (1) スタジアムに一時的に施される全ての装飾は、少なくとも燃えにくい材料を使ったものであること。避難路として使う廊下と階段の装飾は、不燃性の材料を使ったものであること。
- (2) 装飾は壁、天井、設備に直接取り付けること。宙にぶら下がっている装飾は、床までの距離が 2.5 メートル以上であれば構わない。自然植物を使った装飾は、枯れていなければ置いたままでも構わない。
- (3) 可燃性のものは、投光器や放熱器などの着火源から引火しないよう十分離しておくこと。

### イ 仮設の火気・電気設備からの出火防止

資料 No. 1 15.10 火災リスクの最小化 i 飲食施設

全ての**飲食施設**は、可能な限り常設建造物内に設けること。それ以外の建造物に設置する場合は、**耐火工法で隔離して十分に換気すること**。仮設飲食店舗及び移動飲食店舗は、全て火災リスク・アセスメントの対象とすること。建物の中を通る煙道・排気ダクトは適切に隔離すること。煙・排気は屋外に排出させること。

資料 No. 1 15.10 火災リスクの最小化 j 燃料または電力供給

調理や暖房に使う燃料又は電力供給（特に液化石油ガス（LPG）ボンベ）は、**安全に保管し使用する**ため、特別に配慮し、担当局の助言に従うこと。LPG を使用する可能性がある場合、全ての評価について英国規格の関連規定を参照すること。LPG を移動ケータリング施設で保管・使用する場合は、衛生安全委員会事

務局と全国ケータリング協会（NCASS）で入手可能である。

資料 No. 1 15.10 火災リスクの最小化 1 仮設建造物及び付随的活動  
全ての仮設の観客収容設備・施設が火災安全リスク・アセスメントの対象となる。  
付随的活動が全体の火災安全リスク・アセスメントの対象に入っていない場合でも、その部分単独で評価を行うこと。

#### ウ 観客の手荷物、演出に伴う火気使用の管理

資料 No. 1 20.7 花火大会  
花火大会の開催は、観客や周辺住民に危険が及ばないように、また競技場の構造物や周辺の産業・商業施設（特に石油製品が保管されている場所）に脅威とならないように準備配置すること。  
運営管理者は同時に、花火から出る煙がスタンドの屋根の下に溜まらないようにすること。花火や炎を使用するその他の開催イベントでも同様の予防措置をとること。花火を含む特定活動は全て、火災リスク・アセスメントに含めること。

資料 No. 2 第3章 第3節 65 防火措置 (4)

スタジアム内での火、可燃性の液体・気体、花火類、その他の爆発性物質の持ち込み及び使用は禁止する。固定設置されたガスヒーターは使用して構わない。また、火、可燃性の液体・気体、花火類の使用がイベントの性質上の理由によるものであり、主催者が消防署と必要な防火措置を個別に取り決め、DFBのセキュリティ問題担当委員会が承認した場合、禁止規定はこの限りでない。花火類の使用は爆発物法に詳しい者が監視しなければならない。

◎国内基準 スタジアム標準(日本サッカー協会) スタジアム標準 8.6 その他  
試合のレベルに対応したセキュリティの警戒レベルを設定し、観客がスタジアムの建物に入る前に、それぞれの警戒レベルに応じた手荷物等の検査を実施する仕組みを持つことが必要です。

#### エ その他

資料 No. 1 15.10 火災リスクの最小化 d 空隙  
デッキ・テラスの下又は床下の空隙が、可燃物の置き場所として許可なく使われることが多い。また、空隙には廃棄物やゴミが溜まりやすい。このような状況に対応するためには、空隙を全て封鎖すること。  
もしくは完全に開放しておくという方法もある。そうすれば容易に点検でき、可燃物を撤去できる。

火災リスクの最小化を求めるには、以下に述べるような措置および実践を考慮すべきである。:

a) 出火源

火災のリスク・アセスメントでは、スタジアムにおいて可能性のある出火源を全て把握すること。可能な限り、それらの出火源は取り除いておくこと。それができない場合、そのような出火源を可燃性の物から遠ざけ、適切に保護し、管理の対象としておくこと。出火源としては次のようなものが考えられる。:

- i) 料理用器具
- ii) セントラルヒーティングのボイラー
- iii) 屋内暖房器具
- iv) 照明器具
- v) ある種の電気機器（特に保守不十分なもの）
- vi) 喫煙所

b) 喫煙

c) 照明弾及び花火

- i) スタジアム安全・セキュリティ管理チームは、観客が、照明弾、花火その他火工品をスタジアム内に持ち込むことを禁じる明確なポリシーを設定し、それを実践しなければならない。このことは、スタジアム行動規範に明記すること。
- ii) 花火を使ったディスプレイを含むイベント活動はすべて火災リスク・アセスメントの対象としなければならない。また計画を正規の形で作り、消防署および地元当局の許可を受けること。

d) 隙間空間

観客席エリアの下あるいはその床板の下の隙間空間は、しばしば可燃性物質の不許可保管のために使われる。また、それらは廃棄物やごみが溜まるもとともなる。全ての隙間空間は、イベント開始前に、リスク・アセスメントの一環として検査し、安全かどうか確かめること。

e) 廃棄物及びごみ

廃棄物やごみ（プログラムパンフレット、飲食物のパッケージなど）を溜めないこと。スタジアムの各所に廃棄物やごみのダッシュボックスを十分に設置し、試合中も、頻繁にそれらを空にする措置をとらねばならない。

f) ハイリスクファイヤーエリア

ハイリスクファイヤーエリア（火災の発生のリスクの高い場所）は、観客席エリアからは隔離され、少なくとも 30 分の耐火能力を持った建築構造にすること。そのようなエリアとしては次のようなものが含まれる:

- i) キッチン
- ii) ケータリングアウトレット

iii) 接待用区画

iv) ボイラー室、オイル燃料保管所および一般倉庫

v) 囲いのある駐車場あるいは地下駐車場

これらのエリアには、CO<sub>2</sub>、水などの消火剤のタイプを考慮した適切な消火器具が設置すべきである。

g) ケータリング施設

可能な限り、ケータリング施設は恒久建造物の中に設置すべきである。臨時の、あるいは移動式のケータリング施設も、火災リスク・アセスメントの対象に含めるべきである。

h) 燃料・電力供給

調理や暖房に使う燃料（特に LPG ガスボンベ）や電気の供給システムは安全に装着すること。

i) 有害物

燃料（容器に入っているか、燃料用のタンクや機器に入っているかを問わない）、肥料、除草剤、ペンキあるいは医療用ガスボンベなどの有害物・危険物質の利用が必要で、それらが観客席エリア内あるいはその付近にて使われる場合には、適正なアクセスコントロールを備えた耐火構造の施設に保管すること。

j) 仮設構造物及び付随的活動

仮設の観客席あるいは仮設の施設は、火災安全リスク・アセスメントの対象に含めること。総合的安全リスク・アセスメントの対象となっていない付随的活動は、個々の場所ごとのリスク・アセスメントの対象とすること。

## (2) 早期発見と迅速な初期消火のための設備と人員

### ア 火災の早期発見に係る技術の活用（赤外線、画像認識等）

資料 No. 2 第 3 章 第 2 節 57 セキュリティに関わる諸機関の連携

**ビデオ監視システム**は、警察の出動指揮者あるいはスタジアムのセキュリティ責任者が、観客ならびに全ての車両進入路、スタジアム出入り口、スタジアムのすべての観客エリアを**監視するために使用**しなければならない。

### イ 早期発見、発見後の対応要領を習得した人員の確保と配置

資料 No. 1 3.15 警備計画

各競技場における配置人数は、その規模、構成、及びイベントの性質に応じて大幅に変化する。しかし、これまでの経験上、次の各カテゴリーに要員を配置することによって、管理運営者はほとんどのスポーツ競技場及び試合・イベントの必要を満たすことができる。:

a. 監督要員：例、安全管理者代理、主任係員（複数）及び監督者

b. 固定ポスト：例、観衆の監視位置、出口、ピッチ周辺ゲート、エスカレーター及びその他の重点ポイント・エリア

c. 巡回ポスト：通常は推定入場者数 250 人あたり係員 1 人

この比率は、リスク・アセスメントでより高いレベルの安全管理が必要な場合（注目度の高いイベント、子供の人数が多い時、又は大勢の観客が安全上の指示に従わない可能性がある時）、には最大で推定入場数 100 人当たり 1 人に増やすこと。

d. 専門係員：例、子供や障がいのある観客が利用するエリア

e. 係員の増員：特殊な状況又はイベントにおいて必要な場合の配置

資料 No. 1 3.16 訓練及び適性に関する責任

競技場管理運営者は、社内職員又は契約雇用によらず、全ての安全要員が業務に適任であり、まだ資格要件に満たない場合には、割り当てられた**任務と責任を遂行するための十分な訓練を受けさせる責任**がある。

資料 No. 6 第 7 章 55 スタッフの火災に対する認識及びスタッフトレーニング

スタジアムで働く全てのスタッフに火災（放火の可能性も含む）を防ぐ必要性をしっかりと認識させるようにするのはイベント主催者の責任である。以下の状況にいかに対応するかという点でスタッフを訓練すること。

a 警報を鳴らし、直ちに通報すること。

b 自らの安全を確保したうえで、人命を救助し、けがを防ぐこと。

c 安全を確保したうえで消火を試みることに、または火が広がるのを防ぐこと。

d 火災の影響を受ける区画・スタジアム・エリアにおける安全避難活動を支援すること。

ウ 破壊的行為を考慮した消火設備・器具の配置

資料 No. 1 15.15 消火設備及び器具

全ての競技場に適切な消火設備を設けること。大半の競技場では消火器、防火用毛布、巻きホースで十分である。ただし、広い競技場では消火栓、連結送水管やスプリンクラーシステムで適量の消火水を供給する必要がある。消火設備のタイプ、設置レベル及び設置場所については、火災法の執行を担当する当局に助言を求めること。適切な消火設備の設置は、管理運営者の責任で行うこと。イベント前に全ての消火設備が所定の場所に設けられており正常に作動するか、管理運営者が責任を持って確認すること。

d 消火器は、破壊行為の危険性がない場所に設置し、火災発生時にはスタッフが取り出しやすいようにしておくこと。

資料 No. 1 9.7 コンコースの管理

ピーク時の使用増大に備えて、管理運営者はイベント前とイベント中、コンコースを管理するためにスタッフや係員を配置する必要がある。

e 管理運営者は、各コンコースに安全ステーションの設置を検討すること。ここに、

緊急装備（消火器、防火用毛布、拡声器等）と共に、非常用電話及び救護所への連絡先を備えること。ここは競技場のコントロール・ポイントとコンコースの係員との間で効率的にコミュニケーションが取ることができる場所である。緊急時にはスタッフの報告場所としても機能する。安全ステーションにスタッフを常駐させる必要はないが、全ての係員は、この場所を知っておく必要がある。

◎スタジアム標準 8.2 防犯及び暴徒化へセキュリティ 8.2.1 自主警備

警備全体を考えると、わが国の場合は所轄警察と自主警備の2系統により体制が組織されます。試合の規模、種類、試合をとりまく状況により警備体制は異なってきますので、その都度所轄警察に相談の上、適切な警備体制を組織する必要があります。

(3) 施設規模と大観衆(群集と大歓声)を考慮した計画

ア 消防隊の進入経路と活動スペースの確保（避難経路の分離等）

資料 No. 1 6.8 緊急車両のアクセス

観客動線エリアの監視に加えて、管理運営者は競技場内の全ての建物に**緊急車両の適切な寄り付き場所を確保**すること。可能な限り観客用経路とは別に設けるか、あるいは緊急車両専用駐車場を用意して**観客経路を遮らない**ようにすること。

緊急車両のアクセスとあらゆる予見可能な事故について合意した計画を作成するため、警察、消防及び救急当局と進入経路が適切であるか協議すること。

資料 No. 2 第2章 第3節 12 屋外避難通路

(1) 出動車両と救助車両のために、特別の**進入路と駐車及び作業のためのスペースが必要**である。車両進入路と駐車スペースからスタジアム入り口にすぐに到達できなければならない。

(2) 現地のセキュリティ担当機関（警察、規制当局、消防署、救助・衛生サービス機関）の責任者との取り決めに基づいて、スタジアムの外に避難路（屋外避難路）を設け、停車禁止等により障害物が無い状態を維持し、表示しておくこと。屋外避難路は二車線とし、走行が可能なこと。

(3) 出動車両と救助車両のために、場内エリアへの進入路を少なくとも1つ設けること。進入路は双方向から利用できること。

一車線の場合、少なくとも片側は出動車両が通れるよう、障害物が無い状態にしておくこと。

(4) 消防活動に必要な敷地スペースの条件は、地元消防署と調整して重視すること。敷地内の避難路ならびに警察、消防隊、救助隊の車両のための進入口、駐車と活動スペースは、障害物が無い状態にしておくこと。これらは常に良く見えるよう表示すること。

(5) 屋外避難路の流れ、活動車両・救助車両のための進入口、駐車・活動スペースは、特別に屋外施設見取り図にまとめること。

◎スタジアム標準 2.3.3 その他の駐車場 ③緊急車両用

警察、消防、救急車等の緊急車両用として、スタジアム内に設定される必要があります。これらの駐車スペースからはスタジアム内部及びピッチレベルに直接アクセスでき、同時に一般観客用の動線から隔離されている必要があります。

イ 消防活動を支援する設備等の考慮

資料 No. 1 15.15 消火設備及び器具

全ての競技場に適切な消火設備を設けること。大半の競技場では消火器、防火用毛布、巻きホースで十分である。ただし、**広い競技場では消火栓、連結送水管やスプリンクラーシステムで適量の消火水を供給する必要がある**。消火設備のタイプ、設置レベル及び設置場所については、火災法の執行を担当する当局に助言を求めること。適切な消火設備の設置は、管理運営者の責任で行うこと。イベント前に全ての消火設備が所定の場所に設けられており正常に作動するか、管理運営者が責任を持って確認すること。

- a 巻きホースは、そのフロア全体をカバーするのに十分であり、入口、出口、階段近く等適切な場所に設けること。
- b 巻きホースが無い場合、適切な数の消火器を設置して十分にカバーすること。その数と種類は各建造物の大きさ、レイアウト、区画及びリスクによる。

ウ 運営主体、自衛消防隊、消防機関等による連携活動

資料 No. 1 3.35 地元当局への通知

競技場内でスポーツ競技場やスタンドに関する安全証書が有効の場合、管理運営者は、警察、消防、救急サービス及び地元衛生当局との**協議、調整及び計画の詳細を地元当局に通知**すること。

資料 No. 2 第3章 第2節 57 セキュリティ関係機関の連携

- (1) クラブには、毎シーズン開始の遅くとも4週間前に、スタジアム運営者、救助・衛生サービス機関、消防署、警備サービス機関、規制当局、警察の各代表者とセキュリティに関するミーティングを行い、この記録を作成する義務がある。記録はDFBとDFLに速やかに提出すること。
- (2) クラブは自分のスタジアムで行う試合の主催者として、警備、防火監視、衛生分野の担当者が警察、消防隊、救助隊と連携できるようにすること。クラブがスタジアムの運営者ではない場合、集会施設規定38条(3)と(5)の規定に従い、運営者がこの任務を書面でクラブに移管した場合であっても、この義務は運営者にある。
- (3) 主催者は、以下のような試合に同席する「セキュリティ任務遂行者」のリストを作成しなければならない。

●イベント指揮

- セキュリティ責任者
- 警備指揮者
- 警察の出動指揮者
- 消防署/防火機関の出動指揮者
- 防火責任者（事情に応じて）
- 救助/衛生サービスの出動指揮者
- サポーター世話人

(4) 警備スタッフ、セキュリティ関連要員、スタジアムアナウンサーは、観客を入場させる前にスタジアム内あるいは周辺の所定の場所に配置されなければならない。

#### UEFA 競技大会の追加要求事項

主催者は、相互連絡が必要なグループの各メンバーが障害なく無線通信で連絡を取れるようにすること。

#### 資料 No. 6 第 2 章 10 スタジアム・エマージェンシープラン

1. 地元での緊急時救急サービス実施のためには、スタジアムの内外で起こりうる主な出来事に対処するため、エマージェンシー・プランとよぶ緊急時計画（応急措置計画または大事故対処計画ともいわれる）を作成することが必要である。上記計画に定める条件を確実に順守させるのは、国のセキュリティ担当上席補佐官の責任である。
2. 考えられる全ての緊急事態に対処するためのアクションプランを作り上げ、合意を得ておくために、スタジアムの安全・セキュリティ担当責任者、警察、消防・救急サービス、地元の医療機関、地元自治体及びその他関連機関は協議しておくこと。

#### エ 一時的用途変更、大会中の危険物貯蔵取扱いへの対応

##### 資料 No. 1 17.17 石油の保管と供給

石油の保管・供給システムは英国規格の関連規定に従うこと。イベント当日のリスクを低くするため、ボイラー及び発電室に保管する石油量は必要最小限とすること。

#### (4) 外国人、障がい者など多様性を考慮した避難安全対策

##### ア 障がい者、歩行困難者等の着席位置と避難経路（一時避難エリア等）

##### 資料 No. 1 10.12 障がいを持つ観客の避難管理

障がいを持つ観客の緊急避難方法を検討することは重要である。

身体に障がいを持つ観客も、本人と他の観客の安全を脅かされることなく観戦できるべきである。障がいのある観客を過度に制限するやり方で安全対策が解釈されるべきではない。

管理運営者は、特に以下の事項について尊重すること。

a 情報システム

全ての観客（特に視覚、色覚や聴覚に障がいを持つ人々）が**不慣れな環境で経路を見つけられるように支援する対策と情報システム**が必要である。身体障がい者が選択できる入退出経路が2つ以上あること。

b 一時的な避難場所

設計者と管理運営者は、既知の車いす利用者の人数分を収容できる十分な大きさの**一時的な避難場所を設置**し、その後、適切なエレベーターや管理手順に従って避難できるよう計画する必要がある。

c 階段

ほとんどの車いす利用者にとって望ましい避難方法は、別の火災区画や建物の外への水平避難、又は避難用/消防用エレベーターでの垂直避難である。

これらの選択肢が無い、又は使用できない場合、障がい者を抱えて避難階段を昇降する必要があるかもしれない。既存建築物なら1.1メートルの幅（新規スタンドなら1.2メートル）があれば標準的な車いすを運ぶために十分である。

車いす利用者を運び下ろす訓練手順に関する詳しいガイダンスはコミュニティ・地方自治省（DCLG）から入手できる。

d 避難用エレベーター

スポーツ競技場内で、通常乗用として利用されているエレベーターを使った緊急避難は、英国規格の関連規定に定められている避難用エレベーターの要件を満たす場合に限る。

スポーツ競技場が避難用エレベーターを設置する必要は無くても、そのようなエレベーターがあれば階段を使って障がい者を避難させることが減る。建物の火災時でも安全に避難用エレベーターの運用を継続できる必要がある。

しかし、それでもエレベーターが使えないことがある。だから避難用エレベーターの避難スペースに到達して、その中の状態が許容不可能な場合に備えて、障がい者が隣接する適切な階段にアクセスできるようにしておくことが非常に重要である。危機管理計画においては、車いすが大きくて重過ぎる場合に車いすを使わずに障がいを持つ観客を注意深く抱えて階段を降りることを認める必要がある。

各階の避難エレベーターの位置を明確に表示すること。

e 消防隊用エレベーター

消防隊用エレベーターは、基本的に消防隊員のために設置され、現行の当該英国規格要件を満たす避難用エレベーターであること。ただしこのエレベーターは、障がい者を避難させるために使う場合もある。

避難救助を目的とした消防隊用エレベーターの使用については、消防当局との調整が必要である。

f 車いす用階段昇降機

車いす用階段昇降機は緊急避難時に使用しないこと。昇降機や付属装置がある

ために避難経路に必要な最小幅を満たせないということがあってはならない。

g スロープ

車いすを利用する観客の緊急避難用としてスロープが必要な場合、勾配は緩やかで 1/20 未満であるのが望ましく、高さの変更が分かるような標識を設けること。

◎スタジアム標準 6.7.2 車椅子用動線の確保

緊急事態発生時の避難動線は、ピッチまたは広いコンコースに少なくとも 2 系以上確保されていなければなりません。観客の避難動線上、もしくは避難の妨げの可能性のある場所に、車椅子席を設けてはなりません。

イ 標識・掲示・放送の多言語化と表現、ピクトグラムの活用

今回、調べた範囲(主に欧米圏)では、あまり多言語に注目したものはない。誰でもわかるようにという意味では標識や図による情報提供に関する記述がある。

資料 No.1 6.5 動線経路及びエリアの設計

e 標識

**動線経路周辺は、分かりやすい標識で明示すること。** 必要ならば照明を設けること。

資料 No.1 16.28 標識等

十分な大きさと明確、かつ容易に読むことができ、適切に配置された標識等を設けることは、コミュニケーション・システムの中で重要である。

標識等の主な 3 形態は次のとおりである。:

a 安全標識

安全標識は 5 つの異なる区分で標示され、以下に記す形及び色に関する条件を満たすこと。:

- i. **禁止標識** ; 「禁煙」など (円形に背景が白色で黒色のピクトグラム、赤色の縁取りでピクトグラムの上に赤色の斜線)
- ii. **警告標識** ; 「頭上注意」、「段差有」など (三角形に背景が黄色で黒色のピクトグラム、黒の縁取り)
- iii. **義務標識** ; 「観客はこの線を越えないこと」など (円形に背景が青色で白色のピクトグラム)
- iv. **避難経路及び応急処置標識** (三角形や長方形に背景が緑色で白色のピクトグラム)
- v. **消防設備標識** (長方形又は正方形に背景が赤色で白色のピクトグラム)

この区分の標識は全て見やすく、理解できること。自然光が不足する場合、人工的な照明を設置するか、又は反射材を使用して標識を作成すること。

安全標識は他のリスク制御手段の代わりとならないことを強調しておく。こ

れらは全ての技術的制御・安全システムが正しく働いた後にまだ残るリスクを警告するためのものである。

危険の警告や安全に関連するメッセージを知らせるための標識の設置は、Health and Safety at Work etc. Act 1974 : 1974 年労働安全衛生法によって義務付けられており、またこの場合 Health and Safety (Safety Signs and Signals) Regulations 1996 : 1996 年安全衛生（安全標識と信号）規制のガイドを満たすこと。

#### b 情報表示

競技場・試合・特定の規制に関する情報を知らせるための表示である。この表示には以下のものが含まれる。:

##### i. 競技場平面図

適切な場所（チケットオフィス、主要出入口等）やビジターチームのサポーターの便利な場所に、競技場の簡易平面図を標示することを推奨する。平面図上には、発券・入場に関する情報を色分けして明示すること。

##### ii. 禁止事項に関する情報等グラウンドの規制

##### iii. グラウンド内外の方向表示

##### iv. シートや列の表示

この区分の表示には、安全標識と間違えるような目立った色合いを使用しないこと。同時に安全標識を妨げる、又は安全標識より目立つようなやり方で設置しないこと。

#### c 商業表示及び掲示板

この区分の表示及び掲示板は、安全標識、情報表示等を妨げたり損ねたりしないよう、設置に細心の注意を払うこと。（例：設置場所が近すぎるため視野が遮られる、安全標識や情報標示などに使用されている目立つ色を使いすぎている等）

#### 資料 No.2 第3章 第3節 61 場内アナウンス/競技中断/避難

- あるサポーターグループをスタジアム内に引き留める決定は、そのグループの言語でアナウンスシステムを用いてアナウンスすること。
- このアナウンスは試合終了間近に、繰り返し行うこと。
- 主催者は、引き留められているサポーターがその間飲料スタンドと衛生設備を利用できるようにすること。
- 可能な限り、サポーターが待っている間に退屈せず平穏を保てるよう、ビデオモニターなどを使って音楽を流して楽しませること。
- スタジアムから退出できるようになるまでの待ち時間について、定期的に観客に知らせること。

#### ◎スタジアム標準 6.5.2 観客席へのサイン看板

スタジアム内外の全てのサイン看板には、世界各国の人々が理解できるようなサ

イン看板を使用してください。スタジアム利用者の中には日本語を理解できない人がいるものと考えてください。現代の国際的なスタジアムには、複数の言語による案内、とりわけ**日本語/英語の併記**がなされることが望まれます。また記号化された分かりやすいサイン看板は、現地の言語を理解しない人々の観戦を快適なものにするために、非常に有効的です。

スタジアム内の各セクションへ、一般観客を円滑に案内できるよう簡潔で分かりやすいサイン看板がスタジアム入口や内外の各所に設けられている必要があります。各エリアへの経路を示すために、スタジアムへの進入路とスタジアムの内外には、広範な情報をわかりやすく表示したサイン看板を設置します。目立つ場所に分かりやすく設置し、観客にトイレ、飲食売店、退場口など各サービスエリアの場所を案内してください。

サイン看板はより簡潔で、観客の進行方向を明確に示すものでなければなりません。同時に**緊急事態発生時の避難動線**を明示している必要があります。

#### ウ 大型ビジョン（大型映像装置）、視覚警報、係員の動作・ボード等による誘導

##### 資料 No. 1 16.23 スコアボード及びその他の表示板

電子スコアボードやビデオディスプレイボードを使用する場合、管理運営者は安全に関するメッセージや緊急メッセージの文面を事前に準備しておくこと。これらは場内放送と共に用意しておき、表示すること。

**聴覚障がい者**はスコアボード、電光掲示板、ビデオボード等の**明確な視覚情報に頼る**しかない。

スコアボードやビデオディスプレイボードは、コントロール・ポイント以外の場所（一般場内アナウンサーが使用する部屋、ブース等）から操作すること。

メッセージの内容や画像は管理運営者、警察、緊急サービス（消防・救急）、地元当局（安全証明書が義務付けられている場合）との間で**協議し、合意を得ておく**こと。

#### ◎スタジアム標準 6.6.2 場内情報システム 大型映像装置

スタジアム内のどこに映像装置を設置するかは、設計プロセスの初期段階に検討すべき重要な問題です。より多くの観客席から視界に入る位置に、大型映像装置を設置することが望まれます。通常、2台以上の大型映像装置を設置すれば、全エリアの観客が比較的無理なく画面を直接見ることができるようになります。

大型映像装置が設置されているスタジアムでは、場内放送システムと併用して、大型映像装置を活用し**安全や警備に関する情報を的確に観客に伝達**することができます。

(5) 群集事故の防止に配慮した安全対策

ア 施設や観客の実態を考慮した計画（滞留防止、施設外の避難先等）

資料 No. 1 10.9 緊急避難時間

**緊急避難時間**は、群集流動係数と併せて緊急時に観戦施設から安全な場所に移動するまでの避難口システムの容量を決定するために使用する算定値である。

スポーツ競技場の最大緊急避難時間は**2分半から8分**である。

時間設定は、火災リスクのレベルに大きく依存する。火災リスクが高い観客席では、2分半以下の緊急避難時間に基づいた緊急避難容量とすること。火災リスクが低い競技場では2分半～8分の緊急避難時間が認められる。

短い緊急避難時間に依存するだけでなく、火災の発生や拡大を最小限にする措置の導入を常に目標とすること。

資料 No. 2 第3章 第3節 66 避難路の確保

(1) 観客エリアの出入口と、警察、消防、救急の出動車両のための進入路、駐車と作業スペースを含めたスタジアムの全ての避難路を、**継続的にチェックして常に障害物がない状態に保つこと**。

(2) 避難路にあるドアとゲートは、スタジアムに観客がいる間は施錠しないこと。フィールドの**包囲フェンスにある避難用ゲート**は、フィールド側からいつでも簡単に内側に開くことができなければならない。コースがある場合、少なくとも1レーンが出動車両が走行できるよう空けておくこと。

UEFA 競技大会時の追加事項

主催者は以下のことを確実に行うこと。

- a) 観客が利用する全ての通路、廊下、階段、ドア、ゲート、避難路・退避路には、観客のスムーズな移動を妨げる障害物は何もないこと。
- b) スタジアムの出口のドアとゲート、観客エリアからフィールドエリアに通じるゲートは全て、観客がスタジアム内にいる間は、施錠しないこと。
- c) これらの通路はいずれも、専属スタッフが監視し、悪用されるのを阻止し、非常時に観客が避難するうえで、即時避難路として使えるようにしておくこと。
- d) これらの通路は全て、どんな状況でも鍵で施錠しないこと。

資料 No. 6 第7章 56 緊急避難及び安全な場所

緊急避難に要する時間は、避難する人数と同様、緊急時に観客席エリアから「安全な場所」あるいは「ほぼ安全な場所」まで避難するための避難口のキャパシティを決めるために使う計算値である。

火災リスク・アセスメントでは、「安全な場所」あるいは「ほぼ安全な場所」の有無とその位置を考慮に入れるべきである。

「安全な場所」には、道路、歩道またはスタジアムの境界に隣接した、あるいは

敷地内にある、空き地などが含まれる。

大きなスタジアムの内部では、「ほぼ安全な場所」を一時避難場所としていくつか指定する必要があるが、そこでは人々が 30 分以上（主催国の法規則で別途定めのない限り）火災の影響を受けずにいられ、次に「安全な場所」に移動する余裕ができる。

「ほぼ安全な場所」には、次のようなものがある。：

○30 分間の耐火（主催国の法規則で別途定めのない限り）構造により端から端まで保護されている出口通路

○上下とも火災から守られている屋外階段

○競技グラウンド（ピッチ）

緊急避難ルート（スタジアムの屋内に一つと屋外に一つ）は、警察、係員、消防、救急が同意したものであること。スタジアム屋外の緊急避難ルートは、ツーレーンで、場合によっては車両の通行も可能であり、常時開放されていること。

スタジアム内の競技グラウンドは、少なくとも一か所の車両通行口から入ることができるようになっていること。

競技グラウンド（ピッチ）を「ほぼ安全な場所」として指定する場合、いったんそこに避難した観客が次にスタジアム屋外の「安全な場所」に移動する方法を用意しておくこと。

## イ 観客への事前の説明や情報提供の方法と内容

### 資料 No. 1 7.9 明白な情報の提供

入場について、常に明確で一貫性を持った情報を、観客に提供すること。

実際には、次の対策を検討すること。（抜粋）

- a 全ての出入口と入出経路を明確に示し、夜間使用する場合は適切に照明を設けること。
- c 全ての入場口を記載した明確な平面図を競技場外部の主な場所に表示すること。競技場に近づく人々が可能な限り早い時点でどの入場口を使用するか判断できることが理想である。
- f イベントプログラムやレースカードを発行する場合は、明確に標示した競技場平面図、競技場の異なる部分からの入出経路、**緊急避難手順の詳細**を含めること。
- g 観客に競技場の規則（特に競技場の禁止物）について周知すること。これはポスターの掲示や情報を平面図、チケット、イベントプログラム等に繰り返すことで達成できる。

資料 No. 2 第 3 章 第 3 節 59 入場資格証、入場券販売、観客インフォメーション  
下記情報を盛り込んだ情報リーフレットを作成し、入場券と一緒に配布すること。

- a) 開場時間
- b) 車でのご行き方、駐車場、公共交通機関の停留所（バス、地下鉄、鉄道）、観客セクションの配置（A、B、Cあるいは他の表示）等のスタジアム見取り図。
- c) 飲酒禁止、持ち込み禁止物、ボディチェックの実施についての説明を含めたスタジアム規則

主催者は、試合前にスピーカーでのアナウンス、あるいは他の手段を使い、観客に試合に関わるすべての禁止、監督事項を周知しなければならない。

#### ◎スタジアム標準 8.4.3

また、緊急事態の発生により、パニック状態に陥ったことを想定し、最小限の時間で、全観客を安全にスタジアムから退避させる方法を熟慮しておくことが重要です。この場合は所轄警察を含む、地域の関係機関と協議の上、合意しておくことが必要です。同時に折りに触れて、観客に緊急事態発生時の対応について、伝達しておくことも必要になります。

#### ウ 関係者への注意報、観客への警報や放送の時期・内容

##### 資料 No. 1 16.14 場内放送システム

スタッフ・係員への直接接点や印刷物の配布の他に、場内放送システムが管理運営者と観戦者の間の一般的な情報伝達手段である。

スポーツ競技場の場内放送システムが満たすべき関連英国規格は数多い。

明確に聞き取ることができる場内放送システムは全ての観客のためのものであるが、視覚障がい者の安全を確保し、観戦を楽しむためには極めて重要である。聴覚障がい者にとっては場内放送システムのアナウンスを聞くことが難しいかもしれないが、それでも彼らは音や通常の警報等に敏感である。同時に緊急時においては、聴覚障がい者周辺の観客が彼らに知らせるということも考えられる。視覚障がい者や聴覚障がい者向けに試合解説を行うための聴覚補助システムが設置されている場合は、重要な安全情報の伝達にも使用すること。

一般に、場内放送システムは次の条件を満たすこと。:

##### a. 明瞭度

システムは理解しやすく、競技場の観客が入る全ての場所で、通常の聴覚を持つ人が、想定できる状況（緊急事態を含む）において、放送内容を聞き取れること。

##### b. ゾーニング（区分け）

場内放送システムは通常、競技場内外のエリアごと、エリアグループごと又はグラウンド全体に放送できるように設計すること。管理運営者の緊急避難計画にピッチが含まれている場合、ピッチへの放送もできること。

競技場の該当部分だけに放送を流せるよう、ゾーニングシステムの操作は、事前に作成されている危機管理計画に盛り込むこと。

ただし、ゾーニング（区分け）の可能、不可能によらず、小規模な競技場の場合、グラウンド全体に重要な放送をすることが望ましい。経験により、このような状況では、一つのゾーン（区域）に発せられた放送が他の場所でも一部聞こえるため、観客は放送を聞き逃したと思うことがあると分かっている。そのため、方針を決定する前に評価を行い、例えば、関連していないゾーン（区域）へ安心させるため、メッセージを流せるようにすること。

関連するゾーン（区域）に避難・警告メッセージを繰り返し流すことは、混乱を減らすことにつながる。

c. オーバーライド設備

16.15 節にあるように、場内放送システムはコントロール・ポイントと異なる位置から操作することが望ましい。しかし、同意された危機管理計画に従い、管理運営者、警察等が場内放送システムに割り込んで、グラウンド全体又は特定ゾーンに緊急メッセージを流すことができるように設計すること。

同様に、応接室、ラウンジ等、場内放送システムの出力を遮断する設備があるエリアでは、緊急メッセージを放送する際には自動的にこれらの音量調整に割り込むように設計すること。

d. 火災警報

場内放送システムを火災警報システムの一部として緊急時に使用するためには、当該英国規格の条件を完全に満たすこと。

資料 No.2 第2章 第4節 18 場内放送システム/観客インフォメーション

(1) スタジアムには、非常時に観客、試合関係者、運営関係者に警告し、指示を与えるよう、アナウンスシステムを備えること。

資料 No.2 第3章 第3節 61 場内アナウンス/競技中断/避難

場内アナウンスは、特に以下の状況に備え、スタジアムアナウンサーも警察も即時に手に取れるよう文面を用意しておくこと。

- \* 試合開始時刻に観客がまだスタジアム入り口前にいる。
- \* 審判員の判断で試合を中断する。
- \* 暴力的な観客グループの間で大きな衝突が起こった。
- \* 個別の観客あるいは観客グループがフィールドの遮断柵を越えた。
- \* 花火が使用された。
- \* 爆発/焼夷性の疑いのある物品が見つかった。
- \* 可燃物、爆発物による攻撃の脅迫があった。
- \* 悪天候やスタジアムの建築構造上の欠陥によるリスクがある。
- \* パニックのような観客行動によるリスクがある。
- \* 観客の行動（振動）によりスタンドの安定性が脅かされる。

## エ 避難の進捗と混雑状況の監視・統制

避難に特化したものはないが、主に、セキュリティや平常時の混雑の対策として、監視カメラの設置等について記載されている事例がある。

### 資料 No. 1 7.3. コンピュータ化された監視

競技場の安全管理者がそれぞれの回転式ゲート又は入場口における測定数・計測数をすぐに入手でき、かつ入場レートを正確に評価するためには、可能な限りコンピュータ化された監視システムの設置を推奨する。

### 資料 No. 1 9.7. コンコースの管理

ピーク時の使用増大に備えて、管理運営者はイベント前及びイベント中にコンコースを管理するため、スタッフ及び係員を配置する必要がある。

以下の要因を検討すること。:

- a. 管理運営者は、コンコースに係員を配置し、必要に応じて監視カメラで監視すること。
- b. 仮設物及び売店はコンコースを通過する観客の動線を妨げないこと。
- c. 飲食店及びトイレへの物資・サービスの配達が観客の動線を妨げないようにすること。
- d. 廃棄物、ゴミ及びこぼれた液体は定期的に収集して除去すること。こぼれた液体は、汚れであり床面の耐滑性に悪影響を及ぼす。

(略)

## (6) 観客席や観客の実態を踏まえた避難誘導対策

ア 火災時の避難に影響を与える要因（観客席の傾斜、座席の配置、歩行困難者、消火救助活動、仮設の観客席等）

### 資料 No. 1 20.4 来場すると考えられる観客及び参加者のプロフィール

スポーツやイベントが異なれば、集まる観客グループも変わる。イベントによっては、競技場が通常開催するスポーツよりも女性・子供・身体障がい者・高齢者の観客が多くなることもある。そのため、彼らへの安全及び快適さの確保を事前に検討する必要がある。それに従って競技場の危機管理計画も適応させる必要がある。

特に次の懸念事項について検討すること。:

- a. イベントに参加する多くの観客は競技場のレイアウトについてよく理解していないため、主要地点に特別な標識やスタッフの増員が必要になる。
- b. 指示・禁止事項・緊急時避難手順に対する観客の反応は、通常の観客に比べてより時間がかかると考えられる。
- c. トイレやケータリングの施設が必要になる。仮設施設を設ける場合、それらの位置やサービスによって、退場や緊急避難に必要な動線を妨げないこと。

## イ 人命危険が高い火災想定予測と活用

参考になる具体的な事例はあまりないが、前掲の避難時間の考え方等が参考になる。

### 資料 No. 1 10.9 緊急避難時間

**緊急避難時間**は、群集流動係数と併せて緊急時に観戦施設から安全な場所に避難するまでの避難口システムの容量を決定するために使用する算定値である。

スポーツ競技場の最大緊急避難時間は**2分半から8分**である。

時間設定は、火災リスクのレベルに大きく依存する。火災リスクが高い観客席では、2分半以下の緊急避難時間に基づいた緊急避難容量とすること。火災リスクが低い競技場では2分半～8分の緊急避難時間が認められる。

短い緊急避難時間に依存するだけでなく、火災の発生や拡大を最小限にする措置の導入を常に目標とすること。

#### 【参考】

### 資料 No. 1 15.5. 火災リスクが低いカテゴリー

競技場で火災リスクが低いす席及び立ち見席は以下の場合である。

- a. 火災の発生リスクが低い。
- b. 万が一火災が発生した場合でも、出火源から火炎、熱及び煙が拡大する可能性が少ない。
- c. 生命の危険が最小限である。

このような建築物では、飲食店が防止策を十分に講じており、不燃性材料で造られた屋外テラス、スタンド等がある。

リスクが低いす席及び立ち見席の観客が「安全な場所」又は「ある程度安全な場所」に到達するまでの緊急避難時間は**8分以下**である。

### 資料 No. 1 15.6. 火災リスクが中程度のカテゴリー

火災リスクが中程度のシート席及び立ち見席エリアは以下の場合である。:

- a. 火災が拡大するリスクが低い。
- b. 火災が発生しても、室内又は発生現場の中に留めることができると考えられる。
- c. 効果的な消火システム又は抑制システムがある。

中程度のリスクのシート席及び立ち見席エリアの観客が「安全な場所」又は「ある程度安全な場所」に到達するまでの緊急避難時間は**6分以下**である。

### 資料 No. 1 15.7. 火災リスクが高いカテゴリー

火災リスクが最も高い観客席は屋根がかかったスタンドである。火災リスクが高

いす席及び立ち見席は、以下の特性のうち一つ以上が当てはまる。:

- a. 建築物の建築材料が可燃物である。
- b. 構造の特質によって火災、熱及び煙が拡大する可能性がある。
- c. いす席デッキ、床又は立ち見席の下に空隙があり、廃棄物やゴミが溜まりやすい。
- d. 複数階となっており、上層階からVIPルームまで通路が延びている
- e. コンコースで店舗又は飲食店と緊急避難通路の間の防火区画が不適切である。
- f. 可燃性又は爆発性が高い部材が使われている。
- g. 当該エリアにいる人々が隣接建物で発生した事故の影響を受ける危険性がある。

高いリスクのシート席及び立ち見席エリアの観客が「安全な場所」又は「ある程度安全な場所」に到達するまでの緊急避難時間は**2分半以下**である。

#### (7) 震災を想定した安全対策

欧米の基準等では、地震の備えに関する記述はほぼ無く、この点ではあまり参考にならない。地域特性が反映された部分と考えられる。国内基準では、いくつか事例がある。

##### ◎スタジアム標準 1.1.3

地震、火災等の災害に対する建設基準と避難等の対応が必要です。

特にわが国は地震大国として、震災対策が重要であることはいうまでもありません。現にスタジアムの多くが都市公園内に建設されていることもあり、広域避難施設、防災拠点として位置付けられています。当然、一般の施設より、安全に留意したものとなっており、諸外国のように、施設の構造に対する条件を改めて明文化しませんが、観戦中の震災、災害に対する情報の提供システム、安全な避難誘導に留意する必要があります。

#### (8) その他

##### ア 自然災害対策他（火災、地震以外）

##### 資料 No.6 第2章 9 スタジアムコンティンジェンシープラン

1. スタジアム安全・セキュリティ管理チームは、関連の専門官庁・機関と連携し、スタジアムにおいて安全・セキュリティを脅かす可能性のある、あるいは正常の運営を妨げる可能性のあるような出来事が起こるリスクについて吟味し評価を下すべきである。そして、地元当局と連動し、それらリスクに対処して取るべき具体的な行動又はリスク対応専門家などの要員の動員について定めたコンティンジェンシープラン（危機管理計画）を作成すること。
2. コンティンジェンシープラン作成の指針として、以下に示す事項を同プランの対応策の対象とすべきこと。:

- a) 火災
- b) テロ攻撃
  - i) 爆弾の脅威あるいは実際の爆撃
  - ii) 不審物
  - iii) 銃撃
  - iv) 空爆
  - v) 自爆
  - vi) 化学兵器、生物兵器、放射性兵器あるいは核兵器による襲撃
- c) 建物及び関連サービス
  - i) 建物の構造の破損
  - ii) 停電あるいは電気系統故障
  - iii) エレベーターやエスカレーターの故障（それらがあるスタジアムの場合）
  - iv) ガス漏れあるいは危険物質による事故
- d) 安全に関連する設備の故障
- e) 群集コントロール
- f) 緊急時避難（スタジアムのセクションごとあるいはスタジアム全体におけるもの）
- g) 厳しい悪天候（落雷、洪水、強風、ハリケーンなど）
- h) 天災（地震、火山爆発など）
- i) 試合中止・延期あるいは試合開始遅延などがあった場合の対処戦略

資料 No. 8 雷の検知・モニターによるスタジアムからの早期避難

過去、スタジアムからの避難を観客自身に判断を委ねた受動的避難の際に群集がパニック寸前になった事例があった。スタジアム管理者が観客に避難を促す能動的避難が効果的であるが、避難に要する時間やスペース、群集力学等の検討を要する。

イ いすの材質（(1)出火及び延焼拡大を抑制する対策の部分から抜き出し）

資料 No. 1 12.17. いす席設計

いす席の選択及び設置は次の条件を満たすこと。:

a. 固定

シート席は定まった位置にしっかり固定すること。固定具は歩行者をつまづかせる危険が無いこと。容易に壊されることがなく、また鋭利な突起や端が無いこと。

b. 難燃性

素材が何であるか、また布張りであるかによらず、英国規格が規定する着火源の条件を満たすこと。（略）

資料 No. 1 15.10 火災リスクの最小化 f 備品、布張りシート席及びクッション  
容易に着火又は火が燃え移りやすい備品、**布張りシート席やクッションの使用は避けること**。それらがある場合は、避難経路を決定する際、考慮に入れる必要がある。

資料 No. 2 第 2 章 第 5 節 30 座席、通路、階段路  
スタジアムのシートには少なくとも**燃えにくい材料**を使用すること。土台は不燃性の材料を使用すること。

◎国内基準 スタジアム標準(日本サッカー協会) 6.3.1 椅子席の形状  
観客席は壊れにくく、**耐火性があり**、その土地の気候に耐え、極端な劣化や色あせが見られないものでなければなりません。

#### 【参考】

○「競技場のイスの燃え難さ」の統一的な、評価基準、判断基準はなく、各製作会社等によりイスの燃焼試験をした事例がある。

○イスの制作会社の話

「一般的な樹脂製(ポリエチレンやポリプロピレン)のイスは、樹脂に難燃剤を添加して燃えにくくすることができる。ただし耐久性やコストに影響することがある。」

製品カタログ等における燃えにくさの表現「難燃性、自消性(燃焼していた資材が火元を除くと、すぐに消火する性質)、煙を発生しにくい」

ウ ごみの回収 ((1)出火及び延焼拡大を抑制する対策に該当する。)

資料 No. 1 3.30 軽食類の販売

火災の危険性を最小限にするため、軽食類の販売で出る**全ての廃棄物やゴミの処分及び回収用に適切な容器を設置**すること。

一般観客エリアで販売される全ての軽食類は軟性容器で提供すること。グラス、ボトル、缶等の硬い容器は混雑エリアで危険が生じ、さらには飛び道具として使用される可能性がある。

資料 No. 1 5.10. 試合前の検査及び試験

管理運営者は各試合前、有資格者に構造物、設備及び構成部材を必ず検査・試験させ、次の事項を確認すること。:(略)

e. **可燃ごみや廃棄物が溜まっていないこと** (特に隙間や火災が起きやすい場所)。

一般の人がアクセスできる区域は全般的に清潔であること。

f. **可燃ごみや廃棄物**を保管するための容器を固定すること

資料 No.1 15.10 火災リスクの最小化 d 空隙

デッキ・テラスの下又は床下の空隙が、**可燃物の置き場所**として許可なく使われることが多い。また、**空隙には廃棄物やゴミが溜まりやすい**。このような状況に対応するためには、**空隙を全て封鎖**すること。

**もしくは完全に開放しておく**という方法もある。そうすれば容易に点検でき、可燃物を撤去できる。

資料 No.6 第7章 52 火災リスクの最小化

**火災リスクの最小化を求めるには、以下に述べるような措置および実践を考慮すべきである。:**

d) 隙間空間

観客席エリアの下あるいはその床板の下の隙間空間は、しばしば可燃性物質の不許可保管のために使われる。また、それらは廃棄物やゴミが溜まるもととなる。全ての隙間空間は、イベント開始以前にリスク・アセスメントの一環として検査を行い、安全かどうか確かめること。

e) 廃棄物及びゴミ

廃棄物やゴミ（プログラムパンフレット、飲食物のパッケージなど）を溜まらないようにすること。**スタジアムの各所に廃棄物やゴミのダッシュボックスを十分に設置して、試合中も、頻繁にそれらを空にすること。**

資料 No.7 part2 Section1 火災危険と予防方策についてのさらに進んだ手引き  
1.1業務運営 廃棄物

**ゴミの蓄積（プログラム表および飲食物の包装など）は避けること。**従って、建物内の全ての部分は、各イベントの前、期間中（実施可能である限り）、後、または一般公開中に検査すること。ゴミの蓄積は速やかに取り除くか、もしくは耐火性の容器または部屋で保管すること。

十分な数のゴミ箱を設置し、特に試合やイベントの間は頻繁に空になるように手配すること。（略）

大量の可燃廃棄物が出る場合、それを効果的に管理するために正式な計画を立てること。

エ フィールドへの一時的な避難（群集事故の防止に配慮した安全対策に該当）

資料 No.1 10.13 緊急避難時のピッチと競技エリアの使用

場合によっては、「安全な場所」につながる出口が直結しているならば**ピッチや競技エリアを避難経路の一部**とすることができる。

（略）

- b. ピッチの床の表面が合成素材の場合、火災時に、緊急避難経路とすることができるか火災安全法を施行している当局に助言を求めること。これは、ある種の

人工芝が火災時に危険を及ぼす可能性があるためだ。

- c. ピッチ又は競技エリア全体に屋根があり、屋根に切れ目がないならば、緊急避難ルートとしては適さないかもしれない。その場合、火災安全法を施行している当局に助言を求めること。

新しい建物では、緊急避難時にピッチ又は競技エリアを使用することを収容可能人数の算定に含めないこと。

資料 No.2 第2章 第3節 14 ゲート、救助用ゲート、ドア

- (4) スタンドがピッチと同じ高さから始まっている場合、ピッチとの間にある遮断柵に避難ゲートを組み込むこと。観客エリアとピッチが溝で仕切られている場合、避難ゲートと同じ高さの位置に橋渡し構造を設けること。

- (5) ピッチとの間の遮断柵に設けられた避難ゲートは、迅速かつ容易にピッチ側に開き、自動ロック式ストッパーで開いたままにできること。ピッチの高さと段差があってはならない。避難ゲートは観客エリアの階段及び階段路のいずれにも直接つながるよう設置すること。ピッチへの通り道は宣伝幕やその他の設備で妨げられてはならない。宣伝幕は障害物にならないような構造であること。

資料 No.6 第7章 56 緊急避難および安全な場所

緊急避難に要する時間は、避難する人数と同様、緊急時に観客席エリアから「安全な場所」あるいは「ほぼ安全な場所」まで避難するための避難口のキャパシティを決めるために使う計算値である。

火災リスク・アセスメントでは、「安全な場所」あるいは「ほぼ安全な場所」の有無とその位置を考慮に入れるべきである。

「安全な場所」には、道路、歩道またはスタジアムの境界に隣接した、あるいは敷地内にある、空き地などが含まれる。

大きなスタジアムの内部では、「ほぼ安全な場所」を一時避難場所としていくつか指定する必要があるが、そこでは人々が30分以上（主催国の法規則で別途定めのない限り）火災の影響を受けずにいられ、次に「安全な場所」に移動する余裕ができる。

「ほぼ安全な場所」には、次のようなものがある。：

○30分間の耐火（主催国の法規則で別途定めのない限り）構造により端から端まで保護されている出口通路

○上下とも火災から守られている青空階段

○競技グラウンド（ピッチ）

緊急避難ルート（スタジアムの屋内に一つと屋外に一つ）は、警察、係員、消防、救急が同意したものであること。スタジアム屋外の緊急避難ルートは、ツレーンで、場合によっては車両の通行も可能であり、常時開放されていること。

スタジアム内の競技グラウンドは、少なくとも一か所の車両通行口から入ること

ができるようになっていること。

(略)

競技グラウンド（ピッチ）を「ほぼ安全な場所」として指定する場合、いったんそこに避難した観客が次にスタジアム屋外の「安全な場所」に移動する方法を用意しておくこと。

資料 No.7 Part2 Section4 避難経路についてのさらに進んだ手引き 緊急避難活動時の中心エリアの使用

ある特定の場合、**活動エリアの中心（ピッチまたはアリーナ）への前方避難**は、安全な場所につながる出口に直結するなら、**避難経路の一部**となる。

次の点を考慮すること。

- ・観客席前方の柵には、十分な数の適切に設計されたゲートまたは開口部を備えること。
- ・表面が合成材料で作られている場合、まず供給先の助言によって、火災が発生した場合に間違いなく避難経路として考慮できるかどうか確認すること。表面形態（人工芝など）によっては、火災時に危機な場合があるためである。
- ・活動の中心領域に、開口のない固定屋根あるいは可動屋根が覆っている場合、火災が発生した場合の緊急避難に適切な経路ではないかもしれない。そのような場合、適格な人の助言を求めること。

#### ◎スタジアム標準 8.4.3

観客席とフィールドの間にフェンスやスクリーンを使用する場合は、緊急事態が発生した際に、**観客席エリアからフィールドへ観客が避難する**のに十分な数の緊急避難口を設置して下さい。その数、寸法、構造等については、地元の消防署と協議して下さい。



➡ フィールドと連絡する通路

写真 3-2-1 【参考】ドイツサッカー場の例（フィールドと連絡する通路）

<http://www.info-stades.fr/uploads/stades/rhein-neckar-arena-hoffenheim-84199.jpg> から

## オ テロ対策

### 資料 No. 1 3.19 テロ対策

テロは様々な形で発生する。その方法には、単に物理的攻撃だけではなく、混乱や経済的損失を引き起こす重要な情報や通信システムへの攻撃、脅しや恫喝目的の脅威やデマも含まれる。

そのイベントに対する具体的な脅威、一般的な脅威又はインシデントによって、ある会場におけるテロ活動のリスクが増大する場合には、**入場前の観客を入念に検査する必要があるかもしれない**。このことによって、回転式ゲートや入場口などのアプローチに臨時調整や追加要員の配置が必要となり、その結果、観客の入場ペースが落ちることもある。影響を受けやすい観客には遅延の可能性を事前に知らせること。

テロ対策は、可能な限り既存の危機管理計画及び緊急時計画と一体化させること。

### 資料 No. 6 第 2 章 11 テロ行為

- 1 FIFA イベントは、主催国で通常時の他のイベントより大きな脅威にさらされる可能性がある。テロ行為がその一つである。FIFA イベントの計画に当たっては、そのような異常な脅威に特別の注意を払い、しかるべき**地元および国の公的機関から全面的支援を得ること**。国の関連する機関及び、必要に応じ、国際機関

から専門的なアドバイスをもらうべきである。

- 2 スタジアムの安全・セキュリティ治安管理チームは、その日常の「ハウスキーパーリング」(施設維持管理)の一環として、既に述べた脅威に対する基本的な対応措置を講じること。少なくとも、スタジアムがイベントのために引き渡される前に、訓練を受けた者がスタジアム(その外周地帯を含む)の**見回り査察**を実施すること。見回り査察の実施後は、許可無く人が近づかないようセキュリティガードに守らせること。さらに、安全が確認されたスタジアムに入ろうとする全ての車両及び人たちには**検問**を課すこと。

#### ◎スタジアム標準 8.1.1 安全管理のカテゴリー

安全管理の分野は、以下のような大きなカテゴリーに整理できます。

- ① 防犯及び暴徒化対策
- ② 選手の安全対策
- ③ 防災対策(火災・震災等)
- ④ 緊急医療対策
- ⑤ **テロ対策(爆弾脅迫、不審物)**

以上のような安全管理のカテゴリー別に、その責任と対処方法を確立する必要があります。

#### ◎スタジアム標準 8.1.2 危機管理計画の立案

様々な安全管理に対する責任と対処方法など下記の事項について、安全管理のルールを確立して下さい。

- ① 各安全管理のカテゴリーに対する責任の明確化
- ② 指示命令系統の確立
- ③ 危機管理のトレーニング
- ④ 安全監査(検査や監視する体制・システム・設備)

以上のような安全管理、危機管理に対する対処方法を明確化した危機管理計画、危機管理マニュアルの作成が必要です。

#### ◎消防計画の作成例(東京消防庁)

大規模テロ等に伴う災害発生時における自衛消防活動要領

##### (避難準備の時間に余裕がない場合)

～自己防火対象物で発生した場合の対応～

- 1 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、消防機関又は警察に通報を行うとともに、**速やかに屋外に退避**し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。
- 2 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり

- (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
- (2) 不自然な場所での爆発災害
- (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
- (4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

**（避難準備の時間に余裕がある場合）**

～大規模テロ等に係る警報等の発令時や近隣地域で発生した場合の対応～

- 1 事業所自衛消防隊長は、大規模テロ等に係る警報等が発令された情報又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した情報を防火対象物自衛消防隊長から得た場合は、従業員に伝達する。
- 2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、**必要に応じ在館者に伝達する。**
- 3 行政機関からの指示があるまでは、**屋内への避難が原則**となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

### 第3章のまとめ

#### 第1節

- 1 観覧施設の防火安全に係る基準は消防法、火災予防条例等に規定されている。大規模な施設になるとほとんどの設備に設置義務が生じるが、階層で義務付けられているものには義務が生じないものもある。大規模な施設である場合、必ずしも設置義務がない設備でも、設置することで消防活動が円滑になると期待できるものは設置することが望ましい。また、大空間など、通常の建物には無い構造を有することから、それらに適した設備の設置に配慮しなければならない。
- 2 観覧施設に特有な項目として、席の配置や客席間の通路等の設置基準がある。特例によって基準を超える席数にできるので、条件等適切に審査する必要がある。
- 3 イベント時に設置する自家発電設備の燃料には、危険物関連法令が適用される。国の検討会結果も踏まえ対策を講じていく必要がある。
- 4 イベント時の演出で裸火を使用することは制限される。新技術の利用等も考慮し、安全性を確保するように指導していく必要がある。
- 5 観覧施設では観客による喫煙や危険物品の持ち込みが制限される。看板による現地での周知だけでなく、広報等により、普段からの周知を図る必要がある。

#### 第2節

- 1 欧州では、サッカー場における防火安全基準が整備されている。参考になるものは取り入れ、安全性の向上を図る必要がある。
- 2 アクセシビリティ・ガイドラインは、オリンピック・パラリンピック競技大会ごとに、作成される。東京2020オリンピック・パラリンピックでも、今後、同様のガイドラインが公表される。ガイドラインと条例の基準が両方満たされるように配慮する必要がある。